

令和4年6月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和4年6月22日～23日

場 所 第2委員会室



令和4年6月22日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
[宮崎県税条例の一部を改正する条例]

○報告事項

- ・令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- 請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願
- その他報告事項
  - ・次期総合計画長期ビジョンの素案について
  - ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
  - ・令和3年度の移住実績について
  - ・宮崎県中山間地域振興計画の改定について
  - ・フードビジネスの推進について
  - ・みやざき文化振興計画(仮称)の策定について
  - ・宮崎県情報公開条例の改正について
  - ・みやざき行財政改革プラン(第三期)に基づく行財政改革の取組について
  - ・宮崎県東京ビル再整備事業に係る優先交渉権者の決定について
  - ・大規模災害時における物資の安定供給調査の結果について
- 閉会中の継続調査について

出席委員(8人)

委員 長	日 高 博 之
副 委 員 長	日 高 利 夫
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	外 山 衛
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松 浦 直 康
政策調整監	吉 村 達 也
総合政策部次長 (政策推進担当)	川 北 正 文
総合政策部次長 (県民生活担当)	殿 所 大 明
総合政策課長	津 田 君 彦
広域連携推進室長	池 田 幸 優
秘書広報課長	長 友 修 一
広報戦略室長	鬼 塚 保 行
統計調査課長	小 園 浩 孝
総合交通課長	佐 野 晃 浩
中山間・地域政策課長	湯 地 正 仁
産業政策課長	大 野 正 幸
デジタル推進課長	甲 斐 慎 一 郎
生活・協働・男女参画課長	牛ノ濱 和 秀
交通・地域安全対策監	川 越 直 海
みやざき文化振興課長	徳 山 久 明
人権同和対策課長	壺 岐 秀 彦
国スポ・障スポ準備課長	塩 田 康 一

午前10時2分再開

総務部

総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
総務部次長 (総務・市町村担当)	小牧直裕
総務部次長 (財務担当)	児玉憲明
危機管理局長 兼危機管理課長	松野義直
総務課長	渡邊世津子
人事課長	川畑敏彦
行政改革推進室長	壺岐さおり
財政課長	高妻克明
財産総合管理課長	鹿島寛俊
税務課長	満留芳文
市町村課長	児玉洋一
総務事務センター課長	朝稲晃
消防保安課長	寺田健一

事務局職員出席者

議事課主査	牛ノ濱晋也
総務課主事	大島采香

○日高委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、本日御審議いただきます議案等の概要につきまして、御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、裏面の目次を御覧ください。

まず、Ⅰ、予算議案であります。これについては右隣の1ページを御覧ください。

令和4年度6月補正予算案(議案第1号関係)であります。表に各課ごとの補正の内容を記しておりますけれども、一般会計の表の一番下の計の欄を御覧ください。

今回お願いしておりますのは、合計で3,873万9,000円の増額であります。内容としましては、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用したDX推進の事業、マイナンバーカードの普及促進の事業、都城市が行いますJR山之口駅のバリアフリー化整備に対する支援、それから離島航路関係の事業の補正予算でございます。

なお、補正後の額につきましては、6月15日に可決いただきました議案第13号の補正予算の額は含まれておりませんので、よろしくお願いいたします。

目次にお戻りください。

Ⅱ、報告事項は、令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についての1件がございます。

その下のⅢ、その他報告事項は、次期総合計画長期ビジョンの素案についてを含め、6件の報告がございます。それぞれの内容については、

担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○日高委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

○佐野総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

総合交通課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計補正額にありますとおり、1,000万円の増額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目、28億4,459万4,000円となります。

次に、5ページをお開きください。

上から5行目の(事項)地域交通ネットワーク推進費の説明欄の1、離島航路運航維持対策事業について、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景についてであります。国、地元自治体である延岡市とともに、離島航路である島野浦―浦城航路を運航する事業者を支援することにより、離島住民の交通手段の安定的な確保を図るものであります。

2の事業概要を御覧ください。

予算額は1,000万円で、財源は一般財源、事業期間は令和4年度の単年度であります。

次に、事業内容でございますが、これまで県では航路事業の運行により生じた欠損の地元負担に対し補助を行っているところですが、今回、国の方針により航路事業で使用する船舶について、1円まで減価償却が可能となったことから、

それに伴い生じた欠損を単年度に限り補助するものであります。

下の表を御覧ください。

島野浦の離島航路につきましては、高速艇のクイーンにっぽう2とフェリーのにっぽう3の2隻で運航されており、今回の減価償却で合わせて約3,300万円の欠損が生じますが、これに対し国は令和3年度末に約1,900万円の補助をしております。

国の補助後に残る約1,400万円の欠損について、延岡市はその全額を負担する意向でありますことから、県としましてもこれまでの運行の欠損に対する支援と同様、補助率4分の3以内、上限1,000万円で補助するものでございます。

最後に、3の事業効果としましては、離島航路事業者へ必要な支援を行うことで、離島住民の通院や通学、通勤など、生活に必要不可欠な交通手段が安定的に確保されるものと考えております。

総合交通課の説明は以上です。

○大野産業政策課長 産業政策課の補正予算について、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の7ページをお願いいたします。

産業政策課の補正額は、左から2列目、1,600万円の増額補正をお願いしております。

右から3列目、補正後の額は5億7,069万7,000円となります。

9ページをお願いいたします。

(事項)産業デジタル化推進費の説明欄、新規事業、みやざきフードビジネスDX実装支援事業につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

1の事業の目的・背景についてであります、

この事業は国のデジタル田園都市国家構想推進交付金が交付決定されましたことから、今回補正予算としてお願いしているものです。

デジタル技術を活用した経営改革、いわゆるDXに成功している先駆的な取組を本県事業者に導入して、生産性の向上や稼ぐ力の強化を図るというものです。

2の事業概要ですが、予算額は1,600万円、財源は全額国庫となっておりますが、800万円がデジタル田園都市国家構想推進交付金、残りの800万円が地方負担分となっておりますが、臨時交付金を充当しております。

事業期間は、令和4年度の単年度です。

(5)の事業内容についてです。

①のDX実装支援は、飲食店や飲食料点小売業向けのAIによる需要予測システム等の導入に対して補助を行うもので、500万円を上限として3社への支援、補助を想定しております。

②のスタートアップセミナーは、食品関連事業者に対しAIなどのデジタル技術の導入に関するセミナーを開催するものです。

3の事業効果につきまして、この事業によりフードビジネス分野が抱える課題をデジタルの力で解決するDXの好事例を創出し、この成果を県内事業者への横展開につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○甲斐デジタル推進課長** デジタル推進課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、923万9,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は右から3列目、13億1,414万円となります。

補正の内容につきましては、13ページをお開きください。

上から5行目の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の説明欄、新規事業、マイナポイント取得促進事業であります。

詳細については、別冊の常任委員会説明資料で御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。

国によるマイナンバーカードを活用した消費活性化策でありますマイナポイント事業について、ポイントの取得方法に関する広報や申請手続の支援等を行うものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は923万9,000円で、財源は全額国庫、事業期間は令和4年度の単年度であります。

事業内容であります。①のマイナポイントに関する広報は、マイナポイントの申込みや利用方法に関して、テレビCMの放映や新聞・雑誌等への広告の掲載など、県内全域を対象とした広報を行うものであります。

②のマイナポイントの取得支援等は、市町村と連携し、ショッピングモールやスーパーなどの集客施設で、マイナンバーカードの出張申請窓口やマイナポイントの支援窓口を設置し、マイナポイントの取得手続を支援するものであります。

3の事業の効果としましては、県民のマイナポイント取得を促進することで、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ消費の活性化を図るとともに、マイナンバーカードの取得促進につなげていきたいと考えております。

最後になりますが、マイナポイント第2弾の概要について、下の表で御説明いたします。

まず、①にありますとおり、マイナンバーカ

ードと紐づけたキャッシュレス決済を利用していただくことで、利用金額の25%、最大5,000円相当のポイントが付与されます。これは令和2年9月に始まったマイナポイント第1弾と同じ仕組みで、第1弾との重複受給はできません。

次に、②にありますとおり、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行うことで、7,500円相当のポイントが付与されます。

また、③にありますとおり、マイナンバーカードと年金や児童手当などの公金を受け取るための口座の紐づけを行うことで、7,500円相当のポイントが付与されます。

①から③の合計で、最大で2万円相当のポイントが受け取れるということになっております。

説明は以上であります。

**○塩田国スポ・障スポ準備課長** 国スポ・障スポ準備課の補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料の15ページをお開きください。

国スポ・障スポ準備課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、350万円の増額補正をお願いしております。

補正後の予算額につきましては、右から3列目、59億8,313万3,000円となっております。

次に、17ページをお開きください。

上から5行目の(事項)国民スポーツ大会事業費の説明欄、新規事業、JR山之口駅バリアフリー化整備支援事業につきまして、別冊の常任委員会にて御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

この事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、令和9年度の国スポ・障スポの主会場として、現在、都城市に整備を進めておりま

す新陸上競技場の玄関口でありますJR山之口駅につきまして、都城市が行いますバリアフリー化整備に対し、必要な支援を行うものであります。

下のほうにバリアフリー化のイメージ写真をつけておりますけれども、現在は左上の写真にありますとおり、跨線橋を渡らないとホームに移動できない状況でございます。このため、今回の整備によりまして、跨線橋の撤去を行い、その代わりに右のほうに参考として木花駅の写真をつけておりますけれども、このような平面踏切を設置しまして、スロープを上がってホームに移動するといったバリアフリー化を行うものであります。

なお、都城市におきましては、今回のバリアフリー化整備に加えまして、駅舎の改築や駅前広場の整備なども併せて行う予定にしております。

次に、2の事業の概要でございます。

予算額は350万円で、一般財源を活用して令和4年度から5年度にかけて整備を行う予定としております。

事業内容は都城市が行う駅のバリアフリー化整備に対する支援でありまして、今年度はその測量設計に対する支援を行うものです。事業費は1,050万円で、その3分の1の350万円を負担するものであります。

3の事業の効果でありますけれども、今回のバリアフリー化によりまして、円滑な大会運営を図りますとともに、大会後を見据えた陸上競技場の利活用につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案等について、質疑はございませんか。

○太田委員 資料の2ページの離島航路運航維持対策事業についてであります。これは延岡市からすると本当にありがたいという気持ちで質問いたしますが、2の(4)事業内容に、欠損のうちの減価償却という表現がありますが、全体の欠損は幾らなのでしょう。

○佐野総合交通課長 欠損としては、7,500万円ほどだったと思うんですが、もともとこの減価償却以外の欠損については、同じように国と県と市で全て補填させていただいているところでございます。

それと併せて、今回新たに国がこういう取扱いに変えたものですから、その減価償却費にかかる欠損についても同じように支援するところでございます。

○太田委員 減価償却というのは10年とか20年とかの期間内で、税金対策としても落としていって、最終的には相当する分が次の資産を買うときの財源として残るといようなイメージで聞いており、この減価償却を伴うものについて一部を補助するわけですが、その減価償却に支援するというイメージが分からないので説明をお願いいたします。

○佐野総合交通課長 離島航路につきましても、コロナの影響、燃油高騰の影響等々をかなり受けている中であって、この日豊汽船の事業者については、コロナで取得価格の10%までの減価償却というところで、帳簿上、取得価格の10%は残しておかないといけない取扱いだったものを、今回1円まで減価償却してよろしいですよということでございます。

そういった意味においては、バランスシート上といいますか、減価償却費を先に償却してしまっ、身軽にといいいますか、そういうところでの今回の国の方針の見直しといいいますか、そ

ういう取扱いになろうかと思ひます。

○太田委員 別に不正であるとかいうことではないんですが、減価償却ということで残る10%、1円まで支援することができるようになったということで、るる言われるとおり、何か経理上身軽にしてあげるといようなイメージでいいですかね。悪いことじゃないもんですから。はい、分かりました。

○星原委員 この事業は一般財源で事業期間が令和4年度となっておりますよね。これは今後も維持のための対策費として、国に要望で上げられないんですか。今後も県の一般財源からしか補助できないんですか。

○佐野総合交通課長 こういうふうな措置につきましては今回限りだろうと思ひているところでございます。

今回、一般財源で予算化しておりますけれども、基本的には離島に関する事業というところで、普通交付税の措置もされるところでございます。

引き続き、離島航路の維持というところでは、基本的には国がいろいろと主導して、先ほどお話ししましたように通常の欠損についても国、県、市で連携して支援しているところでございます。そういった意味においては、国の負担については今後も要望してまいりたいと思ひます。

○中野委員 さっき7,500万円の欠損と言われましたが、国や市が補助したり、そして県も1,000万円補助するんですが、結果として欠損金は幾らに減額されるわけですか。

○佐野総合交通課長 離島航路の欠損につきましては、両方の船の減価償却を合わせて3,300万円と大きかったので、7,500万円ほどとなっておりますけれども、通常の運営上は、大体4,000万円の赤字となっております。



その部分の欠損については、国と県と市で支援させていただいているところがございます。

○中野委員 残った4,000万円ぐらいは、またどこかが補助するという意味ですか。それで、結局欠損金はなくなって、経営は黒字かとんとんになるようになっていくわけですね。

毎年このぐらいの欠損金が出て、このような措置をするようになっていくんですか。

○佐野総合交通課長 欠損金については、当然年によってばらつきがございます。

ここ数年はコロナ感染症だったり原油の高騰がありまして、約3,000万円から3,500万円ぐらいの間になっております。平成28年ぐらいは約2,500万円の欠損額となっております。

○中野委員 そういうものは国とか市とか県で、ずっと補填してきていて、結果的には累積の赤字はないわけですね。

○佐野総合交通課長 そのとおりでございます。

○外山委員 フードビジネスDX実装支援事業について、僕はこのDXがよく分からないんですが、行政だとか一般企業、事務的なことは非常に効果があると思われるんですけども、果たしてこの飲食店とかね——小売業の製造業はいけれども——何を導入して何の効果があるの。

例えば、生産性向上等の課題をデジタルの力で克服とありますが、克服できるのかね。どのようにして飲食業なんか事業するの。

○大野産業政策課長 今回の事業はAIによる需要予測を大きなテーマにしまして、AIによる需要予測というのは下の写真にもありますけれども、例えば、飲食店がAIカメラを設置して、人の流れをカメラで捉えてそのデータを集積していく。店の前の人流データであるとか、来店者のデータを収集して、それに今度は売上げのデータ——POSデータを取って、天

候とかのビッグデータを組み合わせて、需要の予測を立てていくというシステムです。

これまで経営者であるとか、熟練者の経験と勘で明日の仕入れ額とかを決めていたものを、過去のデータを蓄積することでその予測を立てていく。それに沿って例えば、仕入れの額であるとか、職員のシフトであるとか、そういうところを改善していくことで業務が改善していく、収益が改善していくというシステムを今回導入する予定にしております。

○外山委員 期待はしますけれども、例えばこのAIカメラでデータを取ると、人によっては個人情報だとか勝手に顔写真を撮って保存して利用するとかいうことが起こり得るんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○大野産業政策課長 そういう個人情報であるとかセキュリティーというのは非常に重要なところなんです。今回のシステムは国の要綱に従って、全国でも導入の事例があるシステムをそのまま導入するという形を取っております。セキュリティー上の問題とかは実装されていますので、そういう部分については一定のクリアはされているものです。

ただし、使う人のモラルであるとか使い方によっては悪用されるおそれがありますので、その部分は事業者にしっかり啓発していく必要があると考えております。

○外山委員 答えは要りませんが、個人的にはDXというのは世の中の風潮だけれども、何でもかんでもこんなものを用意していると、果たしてこれが正しい方向性かなと。DXが合う職種や現場があると思うんですよね。飲食業というのはあまりぴんとこないんですよね。

○中野委員 1,600万円をAIカメラを何か所設置するんですかね。

○大野産業政策課長 補助額500万円を上限として、3か所の予定で予算を組んでおります。

○中野委員 1箇所設置するのに500万円かかるわけですか。好事例を作るということでしたので、この事業で模範を示して、この事業が終わった後は自分で費用を負担しなければならないわけですが、500万円も自腹を切って導入する事業者がいるのでしょうか。

○大野産業政策課長 500万円は補助の上限ということで考えております。

実際は事業者が決定して、どこまでどういうシステムを導入するかによって、この初期費用というのがだいぶ変わる可能性はあると思います。その初期費用に対して、今回は補助することにしております。

実際のランニングコストはこの500万円のフルスペックを導入したときに、年間40万円ぐらいというのが、これまでの他県での導入事例です。そのランニングコストについても、どういうシステムを使うかで価格はもっと下がっていく可能性も十分あると考えております。

○中野委員 臨時交付金の予算がたくさん流れて来るので、部長からこのお金を何に使うかということで各課に指令が来て、苦肉の策で出されたんだろうと思うんですけども、何か別のよい使い方がなかったもんかなと思うんですが。好事例と書いてあるけれども、いいモデルになるんですかね。税金の公平な使い方になるんですかね。

○大野産業政策課長 今回のデジタル田園都市国家構想推進交付金は、補助の要件がいろいろ決まっております、今回提案したものは他県とかでもう既に実装されている技術を導入したいという県があれば、そこに対して支援するよという形で交付金が組まれております。その中

でいろいろ実装されている技術はあるんですけども、特に今回は飲食向けのAIデータ予測というシステムの成功事例が他県でも幾つかあって、面白いということで、導入させていただいたものです。

当初予算のほかの事業においては、経営改善とか、製造業のバックヤード、総務での改善とか、そういう事業に対しての小さい支援も用意しておりますので、こういう大きな改革と小さいDXとか小さい取組を組み合わせる支援をしていきたいと考えているところであります。

○日高副委員長 私も66歳になりますから、今言われたようにどうもぴんとこないというものもあるんですが、将来的にわたってこういう形で経営戦略から見直すということで、人材不足とかそういったところをどんどん補っていくということで、味を求めるところから経営にもっと着目するというようなことは、やはりこれはそういうDXの時代になってきたのかなと思うところは確かにあります。

ただ、先進事例でいろいろいいところがあって、そこと同じように事業を取り組むという話は何回もされていますが、具体的にどこでということがあったと話せるような事例は何かないですか。言葉では分かるんですが、何かそういうのがあると、ああそういうのがあるんですかと、ぴんときそうな感じがするんですけども。

○大野産業政策課長 伊勢市にゑびや大食堂という飲食店がありまして、そこは実際に経験と勘でいろんなことをやっていたんですけども、経営が伸び悩んでいる中でAIを取り入れて業務改善したという実績があります。

その飲食をベースにしてできたシステムを汎用化したものを全国に展開しているという状況

です。

○日高副委員長 そこは何屋さんだったんですか。

○大野産業政策課長 お土産物とか飲食もあるいわゆる観光地にあるような店です。

○甲斐デジタル推進課長 私、この事業の予算組のときに産業政策課におりましたので、少し補足させていただきます。

伊勢市のいわゆる観光地にある観光客目当ての飲食店が、だんだんとお客さんが減っていた状況で若い経営者に代わったところ、データをいろいろ集積して、何曜日はどういうお客さんが多いとか、団体客が来る日はどういうものが売れるとか、そういうデータを積み上げていったことで、どんどんと経営が改善していきました。最初は手作業でいろんなデータを取っていたのが、どんどんとそれを仕組化して、今回はパッケージとしてそういう仕組みをつくられ、支店も出されたということで、売上げは相当上がってきているという事例でございます。

実際、このシステムを販売されまして、もともと飲食店用に開発したんですけれども、いろんな小売業態、要はどういうお客さんがどういう状況のときにどのぐらい買ってくれるかというデータをずっと蓄積していくことで、このシステムがいろんな小売業にも使えるというようなお話を聞いてまいりました。県内でもそういう事例がうまく出てくると、こういう投資をしてでも——さっき産業政策課長が説明しましたがけれども、フルスペックでやったときに500万円ぐらいかかるということで、急げやも最初は少しずつそういうデータをつくっていったということで、例えば、まずはデータの分析システムだけを入れようとか、そういうことを考えて、最終的にはAIカメラで通りの人を分析しよう

と、だんだんそういうふうに発展していったということです。

初期投資の小さいものもあり得るのかなと思いますので、まずは県内でそういう事例がいつか出てくると、それを参考にいろんな小売店が事例をつくっていただけるのではないかということ期待しての予算組です。

○日高副委員長 分かりました。県内で3件ということですから、いいところを選んでいただいて、ぜひいい成果を見せていただきたいと思っています。期待しております。

○大野産業政策課長 3か所はこれから募集をしたいと思っております。7月にスタートアップセミナーと説明会を開催して事業者を集め、その上で興味がある事業所をさらに絞り込んで、ヒアリング等をした上で決定していきたいと思っております。

○中野委員 いろいろ活用して分析してということとするとすれば、一事業者じゃどうですかね。例えば、商工会とか観光協会とか、何かそこをちゃんと把握するようところが管理しないと、後々何か運用できないのではないですかね。さっきはほかの県の例を言われたけれども、それをするぐらいの事業者が県内にいるわけですかね。

○大野産業政策課長 先ほどデジタル推進課長が申し上げたとおり、どこまで求めていくのかや事業の形態であるとか、売っているものによってどの程度のシステムを導入していくのかというのも変わっていくと思います。

先ほど説明したように複数店舗があったり、事業規模が大きければ大きいほどデータはたくさん取れるということになるんですけれども、その辺の可能性も含めて事業者を集める際には検討していきたいと思っています。

○太田委員 説明のときにランニングコストのような話が出ましたが、もしランニングコストが将来発生すれば、その事業者が負担するということなんですか。

○大野産業政策課長 今回は初期導入費用とコンサルティングの支援をするということで、ランニングコストについては事業者が負担することになります。そこも含めた上で、事業者には理解して導入してもらおうということにしております。

○星原委員 飲食店などを3か所選択して、最終的には県内事業者へ広げていくということで、要するに所得の向上や経営内容がよくなるための取組だと思うんですね。

だから、その3店舗の業種が単なる飲食業なのか、いろんな食料品を販売しているスーパーなども対象に入っているのか。このデータを活用して、売上げの増につながったり所得の増につながるためには、そういうことを考えてやられているのでしょうか。

○大野産業政策課長 委員がおっしゃるとおり、その事業者だけのメリットで終わってはいけないと思っておりますので、事業者についてはランニングコストも支払いながら継続してやっていく意欲があるところをお願いしたいと考えております。

導入する一番のメリットは経営が安定化するということで、新しい事業に振り向けたり、職員の処遇改善につながったりということが実際起きているということですので、そういうことを皆さんにも知ってもらって、参入してきて補助した事業者には我々が実施する講演会であるとか、セミナーで導入のメリット、デメリットも含めて、本音でいろんなことを語ってもらうような場面もたくさんつくっていききたいと

思っております。一事業者のメリットだけに終わらないように事業を展開していきたいと思っております。

○太田委員 常任委員会資料の3ページの写真で、男の人と女の人が2人いらっしゃるけれども、これはどんな分析をされている写真なんだろうかね。

○大野産業政策課長 これは実際にAIカメラで人を捉えたときの画像を参考として添付させていただきました。

こんなふうに四角枠で顔を捉えて、その人の年齢や性別を推測するシステムであります。

○太田委員 この下の写真は人流という意味では何か分かりそうな気がするなと思ったんですが、こうしてその人の年齢層とかを判断することですね。それがまたデータとなって、生かされていくということなんだろうね。

マイナポイントの関係ですが、事業内容が①と②に分かれています。この予算額はそれぞれの程度あるのでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 これは今後予算が認められましたら企画コンペをやりましますので、提案者によって多少違ってくるかと思えます。

今、認知自体はある程度上がっているんですが、具体的にどうしていいか分からないという段階に来ていると思いますので、そこはまた提案を受けながら我々も一緒に委託事業者と話をしながら決めていきたいと考えております。

○太田委員 事業内容の②は支援窓口を設置するということではありますが、何か設置費用みたいなものなのか、それとも下の参考でマイナポイントの最大5,000円とかありますが、こういったポイントの財源なのだろうか。

○甲斐デジタル推進課長 このポイント自体は国のほうで措置されますので、我々はマイナポ

イントを取得するためのマイナンバーカードをつくったり、マイナポイントを取得するためのお手伝いをするということで、例えば、ショッピングモールとかに窓口を設置して、当日来られた方に呼びかけて、その場で申請いただくとか、そういう具体的なイベントを仕掛けていくというようなことを意味しております。

**○星原委員** 関連なんですけど、マイナンバーカードの取得促進とうたっているわけですが、現在、県内の取得率は何%なのでしょう。

これから保険証だとかいろんなものに使えるようになってくると、本当は国民全員が持つことが基本だと思うんですよ。そうすると、どこかに目標を定めて、そのために市町村と連携を取りながら、どういうふうに進めていったら100%取得できるのか。病気とかで入院とかして施設に入っている人は難しいかもしれませんが、マイナンバーを利用する人たちが100%に近い形で取得するために、国としても県としても目標はどこら辺に置いているのでしょうか。

**○甲斐デジタル推進課長** 国は今年度中に100%を目標にしておりますので、かなり厳しい目標だと考えています。

6月1日現在、宮崎県全体でいいますと交付率が57.8%になっております。市町村によってかなり差がございまして、一番進んでいる都城市が6月1日現在で79.7%で全国1位になっております。そういったところもあれば、まだ低いところだと、30%台の自治体も幾つかございます。

都城市も数年かけて8割近いところまで持ってこられておりますので、そうでないところをこれから上げていくのは相当厳しかろうとは思っていますが、今回のこのマイナポイントを一つのきっかけとしてしっかりやっていただきたい

と思っています。

今、全市町村を個別に訪問しておりまして、実際にマイナポイントがどこでどんなふうに使えるのかということを具体的に各地元の方に御説明しないと、ただポイントが使えますよということだとイメージできないので、例えば町内のどこどこスーパーだとかこういう電子決済が使えますよとか、そういうふうに丁寧に説明していく必要があるかと思っております。

もっと言いますと、本当はこのポイントはあくまでこの交付率を上げるための施策であって、本当は皆さんがカードを所持することで、この先いろんな行政サービスがより充実していくことを目指すと。ただ、今、同時並行でいろんなサービスの充実を図っているところですので、住民の方はカードを持ってもなかなかその実感がないかと思いますが、まずはこのポイントがお得なところでカードを取っていただいて、併せて経済活性化にもつなげていただくということで、今、取り組んでいるところでございます。

**○星原委員** マイナンバーカードの取得が進んでいるところと進まないところは何が原因なのか。市町村で差があるということであれば、その原因は役所の窓口の人手が足りないのか、進んでいるところと進んでいないところの差がどういふところに現れているのかという原因が分かれば、こういうふうになれば取得率が上がっていくということが分かると思います。そういうものを見つけていかないと、ポイントをあげるだけであつたり、こういうのをやりますよというだけで取得率が上がっていくのか少し疑問な点があります。

何が課題なのかが分かって、県が各市町村にこういうふうにして、だから県としてはそのこ

とについてはこういう支援ができますとかをやっぱり考えていかないと、本当に国が目指しているのが100%だとしたら非常に先の遠いような気がします。

都城市の場合なんかも、今、希望があれば家庭を回ってでもやっているわけですよ。人手が足りないところはじゃあどういう形で応援してやるかそういう形に入っています。

1年後なら1年後、2年後なら2年後と決めたら、それに向けてどういう形でどこまでやらないと100%に届かないということで進めていかないと、マイナポイントがありますよというだけで本当にそこまで届くのかなという気がしているんですよ。

だから、県としては国から100%と言われているんなら、市町村に対して県が応援できるものはないのか、市町村にお願いするだけなのか、お金なのか、人なのか、そういうものもひっくり返してやっぱり考えていかないと、なかなかそこまで到達しないんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどう考えているんですか。

**○甲斐デジタル推進課長** 委員のおっしゃるとおりでございまして、市町村、また担当部局の意識差というのは相当大きいと思っております。

都城市の例でいいますと、交付率もかなり高いですけども、やっぱりマイナンバーカードを使ったサービスも徐々に増えてきております。都城市の場合は高齢者が講師となって、デジタルはなかなか難しいですよと、でも私は今、こういうふうに使っていますよというような高齢者の中の先生を生み出す段階までできてまして、意識も相当進んでいます。

一方、進んでいないところは、やはりどちらかという、国が言うからやらないといけなだろうぐらいの意識です。これから行政サービ

スが充実し、自分たちがある程度楽になることも含めて、デジタルをどんどん活用していきないうところの意識がやっぱりまだまだ足りないと感じていますので、今、全市町村を回りながら、個別にマイナンバーカードの担当課だけでなく企画の担当部署だとか、首長にそれぞれお話をしています。まずは意識をしっかりとってもらうこと、人が足りないのであればじゃあ我々も人を派遣しますよとか、予算が足りないのであれば国の補助金がありますよなどと、つまずいているポイントを全部ヒアリングしながら、じゃあこの自治体にはこういうサポートをしようという取組を進めております。

まだ、半分は訪問できていません。この議会終了後に7月いっぱいかけて全市町村訪問予定ですので、その中でできるだけ丁寧にサポートをしていきたいと考えているところでございます。

**○星原委員** 本当にそこまで目指すのであれば、我々のところでも地域ごとに公民館があるので、役所まで行ってというのはなかなか難しいので、そこまで地域に下りて行くやり方とか、あと企業にそういう呼びかけをしてやっていくとか、どういう形でやったら一番可能性が高いかということを探って、今、言われたように予算も人的な支援もという申入れがあれば、そこにそういう応援をしていく形であれば、私はそんなに難しい形じゃないと思います。

だからそういうことでいけば、まだ取得率は上がってくるんじゃないかなと思うので、今後いろいろ検討してやってみてください。

**○井上委員** 星原委員と同意見なんですけれども、マイナンバーカードを持ったら何が得なのか、何がどんなふうになるのかというのを皆さ

ん分かっておられません、一番は健康保険証だと思います。

マイナンバーカードがあれば病院に行ったときには保険証なんか出す必要なくて、マイナンバーカードで全部できるんですけども、病院によってはシステムが入っていないところもあったりはするんですが、何のメリットがあるかということをしちゃんと説明していないので、ただポイントと言われても、そのポイントがどうこうというよりも、マイナンバーカードを持つこと自体が何なのかというのが理解できていないのではないのかなと思うんですね。そこがきちんと分かればほかのカードを持たなくていいわけだから、マイナンバーカードが非常に便利であるということが実感してもらえます。

だから本当に国がマイナンバーを100%したいと思うのなら、公金を受け取る時にマイナンバーがなくても受け取れるようになっているんですけども、そのときにはできるだけマイナンバーカードと一緒に申請させるというぐらいのことをしないと、ポイントと言われても、そこだけの話とはちょっと違うのかなと。マイナンバーカードは何に活用ができるのか、本人を証明するという大きな力もあるんですけども、それと同時にこういうことができますというのをちゃんと説明ができていないと思うんですね。

ひょっとするとこの紐づけの問題ですが、キャッシュレス決済の利用ということで、自分の預金高から何から全部分かるのかみたいな、ちょっと違う宣伝がされているので、そこ辺りのこととかも十分に説明してあげないと、あのカード1枚がどういう役割を果たして、そして例えば税金の無駄遣いがなくなるということと

かも含めて、自分たちにとって得ですよみたいなことが分かり得ない。だから、デジタル化していくということの説明というのは、さっきのみやぎきフードビジネスの事業と一緒に、分かりやすい説明が本当に必要なんじゃないですかね。

ポイントがほしいと思う人やマイナンバーカードがどんなふう動くかという先行きが分かっておられる人は、もう先にポイントを取得されていると思うんですね。健康保険証が全ての病院で使えるようになるとか、それから公金受け取りの口座の紐づけというのがもうちょっときちんとされるといいですよ。

何かその辺りが市町村にお話されるときにも不十分なのかなと思います。だから、つまりはQ&Aが必要だということです。こういうメリットがありますというメリットが明らかになっていないところが、このマイナンバーカードはちょっと危ない気がします。

**○甲斐デジタル推進課長** まさに行政サービスは多様でございまして、世界を見ますと、OECDの加盟国のアンケート調査に30か国ぐらいが答えているんですけども、やはり日本は行政サービスのオンライン手続の普及率が最低だという段階であります。国としてもそこについては非常に危機感を持って、今、急速に進めようということなんです、ただ先ほど申しましたように同時並行でいろんなサービスをつくりながら普及を目指しているというところですので、まだまだそこが十分じゃありません。

あと世代とかいろんな御本人の環境によって、関心事が違うので、例えば子育て世代であれば母子手帳が電子でできるとスマホ上でいろんなサービスが自分でも確認できるし、いろんな情報が届けられるというようなことですか、も

う本当に人によって受けられるメリットが多種多様でございますが、ただまだサービスができていない部分もあるということもありますので、個別に丁寧に説明する機会というのはしっかりとつくっていききたいと思います。

おっしゃったようにポイントはあくまでもその活性化策でしかなくて、本来はその先に行政サービスの利便性がより高まって、簡便になると。引っ越しのときに入りと出でそれぞれ手続きが要るのを、1か所ですれば引っ越し手続きが終わるだとか、亡くなったときの手続きも1回やればそれで全部終わるとか、そういったことを今やろうとしておりますので、その辺りの機会を捉えて丁寧に説明していきたくて考えております。

**○井上委員** 国も含めてそうだけれども、やっぱり行政全体がマイナンバーカードというのがどういうふうな役割を果たすのかということを引きつけないと、なかなか難しいのかなと。本来、医療機関はびしっと国からも含めても情報が下りているのかとか、それからいろんな意味での紐づけするということがどういうことなのかということの説明を行政の窓口はちゃんとできているのかと。

マイナンバーカードを利用したいろいろな展開というのをきちんとしてもらわないと、何か今のところ中途半端で、ただ取得率だけを数値化するというのはちょっと間違いかなと思うんですけどね。

**○甲斐デジタル推進課長** 過渡期ですので、なかなか十分でないことがいろいろございますけれども、関係課もいろいろ広くありますので、いろんな課と連携しながら、また市町村とも連携し、国とも情報交換しながらしっかり進めていききたいと思います。

**○中野委員** 私もマイナンバーカードは持っていて、うちの家族は孫までちゃんとみんなつくっておりますが、正直いって半信半疑です。

行政サービスを云々と言われましたが、これは副産物です。本来は昔から国民総背番号制度やグリーンカードなど、やろうとしてはつぶれてきて最後になったのが、今のマイナンバーカードです。

これはそうじゃないと言われるかもしれませんが、実際は政府が国民情報を全部把握して管理したいというのが大きな狙いだったと思うんですよ。いわゆるその中心は課税、税金ですよ。国から言えば脱税する人もおるから、公平に徴収するために、隠し財産等を管理するためにやったことです。その証拠にマイナンバーカードを普及させるために国税庁が一生懸命でした。今は県や市町村が一生懸命しているけれども、特にこの地方では税務署がいろんなところに向いて一生懸命にしているのを私は何回も目撃しているから、それであれと思ったんですよ。

私は隠し財産も何もないから、国が私を把握しても何も恐れることもないから、つくっただけのことです。

ただ行政サービスとなると非常に不満というか不安というか。このカード一つでもっといろんなことができて、行政サービスも今度のコロナのワクチン接種のことも含めて何でも使えるようになるということが一つの怖さですよ。税金だけならよかったけれども、いろいろ把握できるということはそれは恐ろしいことにもなりかねない話だというのが正直な気持ちです。

いろんなサービスと言うのはきれいごとにしかな聞こえないんですよ。この半面も考えられると思うんですよ。だから、みんながどこかにか不安があったりする。都城市は日本一になって



いるということですが、正直説明がうまいんでしょうね。だから、そこ辺を解消することをしないとなかなか100%にはいかないと思う。

**○甲斐デジタル推進課長** 委員がおっしゃるとおりでございます、私もデジタル推進課長になってすぐにマイナポイントは私たちから情報を抜き取るために国が金を出すのだろうと親戚から言われました。

実際、このいろんな議論の中で、データは従来どおりの官庁がちゃんと保管し、本人が申請した場合のみいろんな情報を本人が取得することができるという法的整理はされておりますが、ただ実際にそういう漠然とした不安とかがあるのは間違いないと私も肌感覚で感じております。

例えば税に関して言いますと、基本、皆さんが正しく納税しているという前提ですので、それ以上に何かするというところでももちろんありませんし、ただ何か見られて気持ち悪いというのは当然な感覚としてあろうかと思っておりますので、そういう制度の内容の部分ですとか、どういう目的であるとかどういうふうに使っていくんだということを一つ一つ丁寧に説明していく機会をつくっていかなければいけないと思っております。

都城市も住民に対して非常に丁寧に説明されていると聞いておりますので、その辺りのノウハウをいただきながらしっかりとやっていきたいと思っております。

**○中野委員** 情報はきちんと守らないといけなし、それがほかに使われることがないとおっしゃるけれども、いろいろ行政サービスができるというのはその裏返しで、いろんなことに活用できるわけです。そのことが私は恐ろしく、何か住みにくくなったなという気がしないでも

ないんですよ。

だから、自分はちゃんと手続してマイナンバーカードを持っているけれども、正直いったら勧めにくい気持ちはあります。もう正直な気持ちを今、吐露しているんですよ。わだかまりが県民にないように情報は守る守ると言うけれども、情報は錯誤とかといって全部漏れるんですよ。さっきもいったようにほかにいろいろな行政サービスに活用できるということは、そこにもう漏れている証拠ですからね。一箇所しか使わんといいけれども、どこでも活用できるということは、過ちでいろんなものが漏れていきます。いずれは漏れるとは思いますが、漏れても何も心配ないというようなところを説明してやらないといけないと思っております。

**○甲斐デジタル推進課長** その不安をどう解消するかということで、今、国でいろんな議論がなされている中で、逆にいろんなデータが集まることでどういう利益があるのか。例えば健康情報、医療の情報とか、介護の情報——私も以前介護の担当をしていたときに、ある高齢者をサポートするのに、どんな薬を飲んでいるとか、どんな食事をしているとか、いろんな情報がしっかりあることで正しいサービスが提供できるということを経験しております。

そのときは個別に、相当アナログに情報を取りに行ったりとかしながらやっておりました。本人の了解のもとに、こういうサービスを受けたいからある程度こういうデータは共通していいですよというふうにできると、いろんな方たちが私のためのサービスを提供してくれるんだというのが実感できるタイミングがあるのかなと思っております。

不安がどうしても残るといえるのは私も十分理解しますし、そこをどう払拭していくかという

のを、これから一生懸命考えながらやっていきたいと考えています。

○中野委員 私は国家が私自身を管理してもいいと思っているからカードをつくったんです。しかし、そうされたくないという人もいると思うんです。だから、その辺のことをきちんと説明しないと、100%というのは今のところは難しいんじゃないかなと思うんです。

○日高委員長 取りあえずマイナンバーカードのメリット、デメリットの議論になりつつあるので、総合政策部としては当然マイナンバーカードの取得を推進するという前提で進めていくということによろしいですよ。

○甲斐デジタル推進課長 はい。

○日高副委員長 まず、このマイナポイントの付与が5,000円、7,500円とかありますが、想定でも構いませんが、この事業を実施することによって将来的にこのポイントは年額でどれぐらい県民に付与されるのでしょうか。

それができなければ、例えばその他の4、令和2年から3年に行った際の県民に対するポイントの付与は総額どれぐらいが下りてきたのか、もし分かれば教えてください。

○甲斐デジタル推進課長 今時点でデータはありませんので、後ほど分かりましたら報告したいと思います。

一応目標は100%ということで、一人当たり最大2万円分のポイントになりますので、その総額ということになるかと思いますが、実際にはなかなか難しいと思いますが、これは経済対策の面もありますので、できるだけたくさんの方にポイントを取得していただいて、活用いただきたいと考えているところでございます。

○日高副委員長 これは若者ぐらいしかなかなか見向きがないかなと、私たち高齢者はちょっ

ところには見向かない。例えばキャッシュレスの関係で、1円を粗末にする者は1円に泣くというような、1円を大事にしなさいという小さい頃からの教えはもう今はないわけですね。

ただ、今、セブンイレブンに行って何百何十何円という数字が出たときに、私は勘定しないで財布の中からありったけの小銭を全部ぼんと入れるんですね。すると、おつりが全部出てくるから、わざわざ何百何十何円と勘定しなくてもいい。これというのはだいぶ早くなったなということで、やっぱりキャッシュレスということも相当時間が短縮できるのかなと、お金も触らなくていいから、そういう時代になったというのは実感してきているところです。

先ほどからも言われているように、特に高齢者がマイナンバーカードを持ってないというのは、やっぱりあの小さいカードを1枚なくしたらどうしようかという心配もあるわけですね。そこに全部のデータが入ったりして、もしそれが悪用されたりしたら自分のデータが全部抜かれるじゃないかというセキュリティの問題も非常にあると思います。

ですから事業内容の①の広報の中で、このマイナポイントをする前に、まず高齢者に向けて、マイナンバーカードを取得してもらおうと国が助かるんですよとか、そこ辺から広報をやり直さないと100%なんてとても無理な話だと思いません。これはぜひ、もう1回広報を一から考えていただきたいということです。

それから、先ほど、マイナンバーカード交付の市町村別の話が出ました。できたら市町村ごとの直近の一覧表をいただきたいと思います。

○日高委員長 今、資料提供の話が副委員長から出ました。資料提供を要請してよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では資料の提供をお願いします。

**○中野委員** 私はさっきマイナンバーカードを取得することについて、国家が個人を管理してもいいよと思っているから申請したんだと、つくっているんだと言いましたよね。私は正直言って、このメリットがあるから、ポイントがあるとかというのは、国家が個人を管理したいための餌にしか聞こえないんですよ。

こういうことじゃなくて、素直に管理してもらってもいいよという国民に、その正当性をきちんと言うべきだと思うんですよ。どうせ管理できるんだから。私は管理されてもいいと思っているからオーケーしているんですよ。

みんながそんなふうに思わないとだめでしょう。それをポイントがというばかりでは餌にしか聞こえない。行政策がこんなになるという大きな政策をつくる上でのメリットも含めて、管理されても国民として何ら心配は要りませんと、そういうわだかまりも何もありませんということで、正直に正統的な方法で私は進めるべきだと思うんですよ。

こうすればポイントがありますというのは、繰り返しますが、餌にしか聞こえません。それでは国民が国家から管理されていいとは思わないと思います。やっぱり日本国民だから、日本国が私を管理しても何ら問題はないという、わだかまりはないという私みたいな気持ちになるように、正当論で説明してやらないといけないです。餌を説明しながらつくったほうがいいですよではだめだと思うんです。

**○松浦総合政策部長** 当然、普通に感じる感覚だと私は思っております。

総務省から結構私にも電話が来て、交付率を上げろ上げろと随分言われるんですけども、そのときに国の担当の課長に言っているのは、

ポイントじゃないんだと、ポイントはあってもいいんだけども、そういうことではなくて、このカードをつくることによってこういう手続ができるようになるんですよという本質のところをしっかりと言わないと、例えば市町村では一定程度の手続が今年度中にはオンラインでもできるようにするということになっていきますので、そういったことが可能になるんですよと、そのための準備としてしっかりとそこを言わないと、国民の理解は進みませんよと。ポイントがほしい人はもう取っていますよということは言っています。

そういったことは国もしっかり理解というか、感覚を持って動いていただきたいということがありますので、そういったところへ意見を申し上げるということを含めて、それから県民の皆さんに対しては、県あるいは市町村がそういったことを含めて説明していくということが必要だと思いますので、そういったところをしっかりと考えながら進めてまいりたいと思っております。

**○日高委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○津田総合政策課長** 常任委員会資料の6ページをお開きください。

総合政策部の令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和3年度から本年度への繰越額が確定いたしましたので、今回御報告を行うものです。

総合政策部では、表にありますとおり、長距離物流網維持のための海上輸送安定運航支援事

業2億7,360万円、県立芸術劇場大規模改修事業3,634万6,000円、ICT活用による業務効率化推進事業1,403万円、県有スポーツ施設整備事業2億6,901万8,000円、以上4事業の合計5億9,299万4,000円となっております。

繰越しの理由といたしましては、事業主体において事業が繰越しとなるものや工法の検討等に日時を要したことによるもの、関係機関との調整等に日時を要したことによるものであります。

報告事項につきましては、以上でございます。

**○日高委員長** 説明が終了しました。報告事項についての質疑はございませんか。

**○日高副委員長** 繰越しの理由ですが、関係機関との調整等に日時を要したことによるものというのが3つほど出ていますが、私としてはぱっと見ると要するに話がうまくいっていなかったというようなことで、もっとうまくやればどうにかなったんじゃないかなという誤解を与えるような言い回しに感じるんですが、繰越しは今までもずっとこういう理由できているんですか。

**○津田総合政策課長** おおむねこういう理由で書いてあると思います。

**○日高副委員長** 分かりました。ぱっと見た感じ、何か要領がうまくいかなかったのかなというような、もっとやりようがあったんじゃないかというようなことを感じましたので。すいません、余計なことでした。

**○日高委員長** ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

**○津田総合政策課長** 次期総合計画長期ビジョ

ンの素案について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1のこれまでの検討状況でございますが、令和3年6月に主な論点について、この定例会の常任委員会において御報告いたしました後、総合計画審議会や地域別市町村会議、県民アンケート調査、高校生・大学生・若手事業者との意見交換会などを経まして、令和4年3月の常任委員会において長期ビジョン骨子案を御説明したところでございます。

今年度に入りまして、県・市町村連携推進会議やパブリックコメント、県民・若者との意見交換会などを行いまして、今回長期ビジョンの素案を御説明するものでございます。

2の長期ビジョンの素案につきましては、別冊の素案によって御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、このビジョンの策定の趣旨でございますが、平成23年に現行長期ビジョンを策定して、人口減少問題の対応を中心に持続可能な活力ある宮崎県づくりに取り組んでまいりました。

現ビジョン策定から約10年が経過し、その間、少子高齢化、人口減少のさらなる進行に加え、コロナ禍を契機としたデジタル化や世界的な脱炭素化の動きなど、10年前の予想を超えるスピードで社会が大きく変化しつつあります。

このような状況を踏まえまして、約20年後の令和22年、2040年を展望した新しい長期ビジョンを策定するものであります。

資料の左側の目次を御覧ください。

この長期ビジョンにつきましては、3章構成としておりまして、まず第1章で時代の潮流と宮崎県ということで、現在から未来に向けた潮流1から5の5つの大きな流れの中で、本県が今後対応すべき課題や問題意識等を整理いたし

ました。

第2章として、目指す将来像ということで、このような将来課題に対応しながら20年後に本県が目指す将来像についてを3つお示ししたところであります。

第3章として、目指す3つの将来像の実現に向けた今後の方向性ということで、未来に必要な5つの要素を念頭に4つの方向性を示したところであります。

2ページをお開きください。

潮流1の人口減少、超高齢化の進行でございます。御承知のとおり我が国では人口減少・少子高齢化が進行しており、総人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に転じ、令和32年には約1億人程度まで減少する見通しとなっております。

4ページをお開きください。

本県についても同様の状況でございます。本県は少し早く平成7年にピークを迎え、その後減少に転じまして、令和2年に約107万人と前回調査から比べますと、約3万4,000人減少しております。

下の出生率と合計特殊出生率の推移について、御覧いただきましたら分かりますとおり、自然動態について見ましても、令和2年度の合計特殊出生率は1.65と全国的に見れば高い水準を維持しておりますが、若者、女性の減少や未婚化、晩婚化等により出生数は年々減少しております。

5ページを御覧ください。

下の表でございますが、この丸で囲ってあるところの社会動態を見ますと、進学や就学期に当たる15から24歳の若年層の県外流出が大きく、全体として社会減の状態にあります。平成15年に自然動態が自然減に転換して以降、自然減と社会減が同時に進行しております。

7ページを御覧ください。

上の表が、本県の超長期的な人口推計でございます。

2040年のところを見ていただきますと、今のような傾向がそのまま続いた場合に85.6万人となり、生産年齢人口の減少がさらに進行して、高齢化率が37%となる見込みでございます。

16ページを御覧ください。

潮流3として、価値観や行動の変化とございます。

上の表が東京都への転入超過数の推移でございます。この表を見ていただきますと、2020年4月から傾向が変わっていることが見て取れると思います。コロナ禍において、これまで効率性、利便性の追求から生じてきた東京一極集中に変化の兆しが生まれているというものだと思っております。

下のほうを御覧いただきますと、デジタル技術の進展も加わりテレワークやワーケーション、二地域居住といった場所や時間にとらわれない新しい働き方も広がっています。

19ページを御覧ください。

本県の状況を見ますと、上の表が宮崎県の移住世帯数・移住相談件数についての表でございます。

子育てのための空気がきれいで自然豊かな土地を探し求めたり、サーフィンをきっかけに移住が進むなど、本県への移住相談や移住件数は増加傾向にあります。

下の表を御覧ください。

県外への転出者数の推移であります。一方、県外へ転出する割合は減少傾向にありまして、令和3年は直近10年間で最も低い数値となっております。

21ページを御覧ください。

デジタル化・先端技術の進展であります。

下のほうの写真にありますとおり、クルマヒーコキ、もしくはあらゆる翻訳というような挿絵がございますが、国の科学技術予測調査によりますと、2034年には場所の限定なくシステムが全てを操作するレベル5の自動運転や発話ができない人などが言語表現を理解したり、自分の意思を言語にして表現したりすることを可能にするポータブル会話装置などの技術が社会的に実装していると予測されております。

23ページを御覧ください。

下の写真にありますとおり、本県においても農林水産業のスマート化をはじめ、介護ロボットの導入、中山間地域におけるドローン配送など、様々な分野での実証実験や実装を積極的に進めております。しかしながら、中山間地域の一部では地理的な制約や採算上の理由から、民間事業者による整備が進んでいない地域が残されているなど、本県の情報通信基盤の整備が遅れているところです。

31ページを御覧ください。

このような現状、もしくは問題意識等課題について対応するために、第2章では目指すべき将来像ということで将来像を3つお示ししております。

ここのスローガンを挿入というところがございますが、若者との意見交換会とか、総合計画審議会での議論などを踏まえながら、今後スローガンを検討いたしまして、9月議会にはお示ししたいと考えております。

まず、将来像1ですが、先人たちから受け継がれてきた豊かな自然や歴史・文化など、本県の魅力やよさに加え、環境を整えることで個々の価値観が尊重されながら活躍できる社会を構築します。

宮崎に誇りと愛着を持った子供たちを育てていく。また、性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、それぞれの個性や能力を發揮し、一人一人が生き生きと活躍できる社会の実現を目指します。

32ページを御覧ください。

将来像2として、集落同士が地域の医療・福祉などの生活に不可欠な機能やサービスを相互に補完・連携し合える仕組みづくりや様々なリスクに柔軟に対応できる社会を構築します。

経済的な豊かさだけでなく、自然と共生する姿を将来に向かって維持する。デジタルや先端技術などがもたらす利便性を誰もが享受できる一方で、県民自らが望む生活スタイルを実現できるなど、安全・安心で心豊かに暮らしを楽しめる社会の実現を目指します。

将来像3として、先端技術を活用した新たなイノベーションの創出や生産性の向上によって、新たな成長産業が県内各地に展開し、地域内での経済循環も図ることで県内産業を活性化させます。

また、柔軟な働き方の定着を促すなど全国トップクラスの豊かな自然、スポーツ環境など本県の魅力を生かし国内外と交流が盛んに行われるようになるなど、力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会の実現を目指します。

34ページを御覧ください。

こういった目指すべき将来像を実現するために、上のほうに式が書いてありますが、「宮崎の未来＝独自の魅力・価値×5つの要素＝新たな価値の創造」ということで、目指す将来像を実現していくためには人口減少を前提としながらも自然や歴史、文化、産業や営みなど本県が有する有形・無形の価値や魅力にこれからの社会に必要な要素を掛け合わせ、さらに新たな価値

の創造へつなげていくことが重要と考えております。

その5つの要素でございますが、ここにあるように要素1としてデジタル・先端技術・イノベーション、要素2として持続可能性、要素3として人材力、要素4として地域力、要素5としてきずな・つながり、こういったことを念頭に施策を進めていくものでございます。

36ページを御覧ください。

今後の方向性を4つまとめてございます。

例えば、一番上の丸にありますとおり、デジタル技術の活用や地域交通の整備を進め、基幹集落と周辺をつなぐ持続可能な交通システムや物流ネットワークを構築するなど、また、下から3番目の丸にありますように、豊富な太陽光やバイオマスを活用した環境負荷が少ない再生可能エネルギーの導入拡大を進めるとともに、エネルギーの地産地消の推進にも取り組みます。

こういった人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持を図るというのを今後の方向性の一つとしております。

次に、2の2つ目の丸にございますが、農林水産物を核としたフードビジネスや、温暖で快適な気候と充実した施設を活用したスポーツランドみやざきなど、本県の豊富な地域資源や強みを生かした稼げる産業の振興や県内企業の育成に取り組みます。こういった、暮らしを支え、未来を開く産業づくりを進めてまいります。

38ページを御覧ください。

3つ目の丸にありますような、神楽や神話などの長い歴史と豊かな風土に培われた宮崎ならではの文化資源を生かし、地域ごとに特色ある文化活動・交流を推進することで、文化が暮らしの中で息づき、身近に感じることでできる地域づくりに取り組みむなど、人生を豊かに過ごせ

る地域づくりを進めてまいります。

4番目といたしまして、一番上の丸にありますとおり、結婚・出産・子育てに幸福感や充実感を得られるように、出会いから結婚までの相談支援や安心して妊娠・出産できる医療体制の構築をはじめ、柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児への参画拡大などライフステージに切れ目なく対応する支援体制づくりに取り組みます。こういったような将来の人口安定化に向けた社会づくりを進めてまいります。

こういった形で概略、素案を御説明いたしましたけれども、また常任委員会資料にお戻りいただきまして、7ページでございます。

今後のスケジュールといたしまして、今後総合計画審議会等の議論を経ながら、9月の定例会で長期ビジョンの議案として提案させていただきたいと考えております。

その後、10月以降については4年間のアクションプランの策定に向けた課題等の整理を行いまして、来年6月の定例会においてアクションプランの議案として提案させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

**○佐野総合交通課長** 宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。

1の令和3年度の経営状況等を御覧ください。

(1)の輸送実績ですが、令和3年度は新型コロナウイルスが年間を通して感染拡大していたことに加え、燃料等の高騰に伴う運賃の上昇が足かせとなり、前年度と比較すると回復傾向にはあるものの、依然としてコロナ前の令和元年度の水準までは回復していない状況でございます。

具体的には、貨物につきましてはトラック台数が5万9,918台で前年度比でマイナス325台

の99.5%とほぼ横ばいとなっております。しかしながら、コロナ前の前々年度比ではマイナス6,435台、90.3%と約1割の減となっております。

主な要因としましては、コロナの影響による経済の停滞で生産活動が減退し、国内貨物の総量が減少したこと、また外食産業での消費が多い牛肉や酒類などの需要が飲食店への時短営業要請などで大きく減退したことが挙げられます。そのほか、燃料費高騰に伴う運賃の上昇で物流事業者が輸送コストの割安なトラックによる陸送などへのルート変更をしたことなども要因の一つと考えております。

次に、旅客につきましてはトラックドライバーを含めた総旅客数が7万5,806人で、前年度比でプラス5,802人、108.3%となっております。このうち一般旅客につきましては前年度比でプラス6,885人、120.6%といずれも増加しております。しかしながら、こちらにつきましても前年度比では回復傾向にあるものの、コロナ前の前々年度比では総旅客数が43.5%、一般旅客においては30.5%と依然としてコロナ前の水準にはほど遠い状況となっております。

主な要因として、度重なるコロナ感染拡大により人の流れが抑制されたことや、旧船は個室が少なく、コロナ禍における交通手段として敬遠される傾向にあったこと、また飛行機や鉄道など他の交通機関と比べるとビジネス利用の割合が少ないことなどが要因と考えております。

次に、(2)の令和3年度における決算状況の見込みについて御説明いたします。

貨物、旅客ともに回復傾向にはあることから、売上げの増加に伴って営業収益は伸びた一方で、営業費用のうち燃料費が24億8,900万円となっております。前年度比では約8億6,000万円と1.5倍以

上増加しており、経営を大きく圧迫している要因となっているところでございます。

この結果、営業収支が5億1,100万円、経常収支が2億9,400万円のマイナスとなり、2期連続の赤字決算となる見込みでございます。

次に、9ページを御覧ください。

2の直近の状況（新船効果）についてであります。

長期化するコロナ禍と燃料価格の高騰の影響により、現在も依然として厳しい経営環境下ではございますが、去る4月15日に一隻目の新船「フェリーたかちほ」が就航いたしました。運航開始後、日が浅い状況ではありますが、参考として一月を通して新船が運航した5月の状況について記載させていただいております。

①の輸送量の増加については、貨物・旅客ともに回復基調にあり、特に旅客は大きく伸びていることから、まだ速報値ではございますが、燃料高騰の影響で営業費用が増大する厳しい経営環境下にあっても営業収支が約2,300万円と黒字となっております。燃料価格の高騰前であった昨年度の営業収支が約6,400万円の赤字となっておりますので、新船効果が現れていると考えております。

また、②の省エネ効果による使用燃料の低減についても、現時点では確証的なデータはまだ持ち合わせておりませんが、会社からは当初想定していた程度の燃料削減効果——カタログ値で20%削減という効果は十分に期待できると伺っているところでございます。

次に、3の令和4年度における需要回復に向けた主な取組についてであります。

現在、会社において大型化や個室化など新船の強みを生かした営業を強化し、落ち込んだ貨物や旅客の回復に懸命に取り組んでいるところ



でございますが、県としましても主に記載の事業により支援しているところでございます。

なお、(1)の貨物対策につきましては、臨時交付金を活用した①の公共交通・物流需要回復プロジェクト事業により、コロナ禍で陸送や他航路に流れた本県発の上り荷の回復を図るとともに、②の長距離フェリー下り荷確保支援事業により季節や曜日に応じた柔軟な運賃割引や、本日から開催されている関西エリア最大の物流展に参加し、新規顧客の掘り起こしを行うなど、長年の課題であります下り荷の確保に努めているところでございます。

次に、(2)の旅客対策につきましてはお手元に参考資料としてチラシを配付させていただいておりますが、①の公共交通・物流需要回復プロジェクト事業により6月1日から県民向けの割引キャンペーンを実施しております。まずは、落ち込んだ旅客需要を回復させるとともに、②の船旅の新たな魅力開発・発信支援事業では船上イベントの実施など船旅ならではの魅力を高めることで新船効果を最大化し、新たな旅客需要の掘り起こしやリピーターの確保に努めることにしております。

貨物、旅客に係るこれらの取組の実効性を確保し、10月には2隻目の「フェリーろっこう」も就航を予定していることから、フェリー社と連携し、できるだけ早いタイミングでの回復を図ってまいりたいと考えております。

**○湯地中山間・地域政策課長** 中山間・地域政策課から2件御説明いたします。

委員会資料の10ページを御覧ください。

令和3年度の移住実績についてであります。

1の移住実績についてですが、県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯数等の県全体の合計は884世帯、1,617人となり、その下の

参考に記載しております令和2年度、令和元年度の実績と比較して大きく増えております。

増加の要因につきましては、コロナ禍での地方回帰の大きな流れが継続していることに加え、U I Jターンでの就職や新規就農支援等の個別の施策がうまくマッチしていることによるものと考えております。

なお、米印に記載しているとおり、本県では移住の定義を「本人や家族の意思に基づき、定住することを目的に、県外から本県に生活の拠点を移すこと」としており、勤務先の都合による転勤や進学による転入は除いております。

その下の2つの表についてですが、年代別内訳と移住前居住地の地域別内訳を表しております。年代別では、30代が290世帯で最も多く、次いで20代の267世帯、その次が40代の147世帯となっております。また、地域別では関東からが312世帯で最も多く、次いで九州・沖縄の275世帯、その次が近畿の156世帯となっております。

次に、2の市町村別内訳についてですが、各年度でばらつきはあるものの多くの市町村が増加傾向にある中で、令和3年度では最も多いのが宮崎市で307世帯、次いで都城市の210世帯となっております。いずれも令和元年度から大きく増えております。また、えびの市が42世帯とかなり増えておりますが、これは移住者向けの住居を確保するため、空き家バンクの登録件数を増やす取組、例えば固定資産税の納付書の発送時に空き家バンク登録を呼びかけるチラシを同封する取組などをしておりまして、その効果が現れたものと思われまます。

以上が、令和3年度の移住実績となります。

今後とも、温暖な気候や恵まれた自然、豊かな食材、充実したスポーツ環境、温かい人柄など全国に誇れる本県の魅力を効果的に発信し、

引き続き、移住促進に取り組むとともに、市町村と連携しながら移住者の定着に向けた取組にも力を入れていきたいと思っております。

続きまして、11ページを御覧ください。

宮崎県中山間地域振興計画の改定についてであります。

まず、1の改定の趣旨についてですが、宮崎県中山間地域振興条例に基づく宮崎県中山間地域振興計画につきましても、目指す将来像を「人口減少下においても、将来にわたって安心して住み続けられる中山間地域」とし、重点施策として「ひと」「くらし」「なりわい」の3つを計画の柱に据え、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進しているところであります。

このたび、現行計画が令和4年度で終期を迎えることから、本県の中山間地域を取り巻く現状を踏まえた新たな計画へ改定するものであります。

次に、2の計画の概要等についてですが、計画期間を令和5年度から令和8年度までの4年間とし、計画改定に向けては今後求められる中山間地域対策を検討するため、アの集落の代表者等へのアンケート調査及びイの中山間地域振興協議会、これは米印にありますとおり、西臼杵支庁及び各農林振興局単位で設置しており、県、域内市町村、地域代表者等で構成する組織になります。これらの協議会等と意見交換を実施することとしております。

次に、3の改定スケジュールについてですが、記載のとおり、当委員会に骨子案等を随時御報告しながら、最終的に来年6月の県議会定例会に改定案を提出したいと考えております。

最後に、資料にはございませんが、現行計画においては急激に人口減少が進む中山間地域の住民の暮らしに必要な機能・サービスを維持す

るため、生活基盤の整備に加え、地域課題の解決に向けたワークショップや交通空白地の移動手段の確保、看護師など医療人材の交流等、様々な施策を進めてまいりました。このような中で、常任委員会の県内調査でも調査いただきましたNPO法人東米良創生会や酒谷地区むらおこし推進協議会など自主性の高い地域運営のモデル的な取組も出てきております。

新たな計画につきましても、5年後、10年後の将来に向けて地域の組織化や人材の育成・確保など地域の力を結集しながら、いかにして持続・存続を図るのかを重要な視点としてしっかりと内容を検討してまいります。

○日高委員長 お諮りします。

あと2課の説明がございますが、多分午前中には済むと思っておりますので、午前中は説明までにして、午後から質疑ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 では、そういう形でお願いします。

○大野産業政策課長 常任委員会資料の12ページをお願いします。

フードビジネスの推進について説明いたします。

フードビジネス推進構想については、(1)の概要にありますとおり、平成25年3月に構想を策定し、令和2年3月に現行構想に改定を行っております。フードビジネスの成長産業化に向けた取組を全庁で推進しているところであります。

(2)に成果指標及び実績を示しております。令和3年度の実績を太枠で囲んでおりますが、全ての指標において前年から減少しております。特に、食品関連産業生産額については新型コロナ

ナの影響を受け始めておりました、マイナス7.7%と大幅な減少になっております。

下の3つのグラフは、3つの指標について過去10年間の推移を示したものです。全ての指標が計画策定時から順調に増加してきておりましたが、ここ数年は伸びの鈍化や減少が見られ、これは全国的にも同様の傾向となっております。

今後、令和2年度以降の統計数字が乗ってきますけれども、コロナの影響を大きく受けておりますので、さらに大幅な減少が見込まれているところです。

13ページをお願いします。

令和3年度の主な取組実績を構想の3つの視点に沿って整理しております。

高付加価値化の推進では、ローカルフードプロジェクトやみやざき地頭鶏胸肉の機能性表示、(2)の食の魅力発信においては焼酎の全国234店舗でのプロモーションやECサイトを使ったデジタルプロモーション、(3)のフードビジネスの生産性向上と良質な雇用の創出においてはデジタル技術導入のための設備機器の設置支援やひなたMBAでの人材研修などを実施しております。

3のみやざきフードビジネス構想の改定についてであります。

現行構想の推進期間が本年度で終了しますことから、フードビジネスの成長産業化に向けた取組をさらに推進することとして構想の改定に着手するものです。

改定のイメージについては、現行構想の成果と課題をしっかりと分析するとともに、コロナの影響であるとか社会情勢の不安、ゼロカーボン、DXといった社会変容に対応し、さらにフードビジネスを成長させるための施策について基本的な方向を示すこととしております。

(3)の主なスケジュールです。7月以降県内調査、ヒアリング等を実施しまして今年度中に骨子案を策定し、2月議会の常任委員会において骨子案の報告を行いたいと思っております。その後、パブリックコメント、知事をトップとする本部会議を経て、来年度6月議会において新構想の報告を予定しております。

○徳山みやざき文化振興課長 常任委員会資料の14ページを御覧ください。

仮称ではありますが、みやざき文化振興計画の策定についてでございます。

まず、1の策定の理由ですが、今年2月県議会で議決いただきました宮崎県文化振興条例は3月14日に施行されているところであります。この条例の第9条に「文化の振興等に関する基本的な計画を策定するものとする」と規定されておりました、この規定に基づき、基本計画の策定に取り組むものであります。

次に、2、基本計画の概要等であります。

まず、期間は令和5年度から令和8年度までの4年間としております。

(2)計画の役割につきましては、条例におきまして県民が共有すべき理念及び文化の振興等に関する施策の基本的な事項を定めたところでありまして、計画におきましてはこの条例に基づいて施策の総合的かつ計画的な推進を図るための今後4年間の方針と具体的な施策の方向性を示すものであります。

(3)計画の構成ですが、①策定の趣旨、位置づけ、②本県の文化の現状・課題、③基本的な考え方や推進体制などについて記述いたしますとともに、④具体的な施策として条例で定めた3つの基本施策を柱として展開したいと考えております。

最後に、3、今後の予定ではありますが、みや

ぎきの文化を考える懇談会における有識者や市町村の御意見なども伺いながら内容の検討を重ねまして、来年6月に最終報告を行う予定としております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑については午後からといたしたいと思います。再開時間ですが、1時から行いたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 異議なしということですので、午後1時から再開といたします。暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

---

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

○甲斐デジタル推進課長 お手元に、マイナンバーカードの交付率の資料を配布させていただきました。

都道府県別では、先ほど申しましたけれども、宮崎県が1位になっております。

一番下のところに合計と平均が出ておりますが、全国平均が44.7%ということで、宮崎県は10ポイント以上高いという状況でございます。

右のほうが県内市町村のランキングで、ベストテンのところに線を引いておりますけれども、全国と比べれば結構頑張っているんですが、やはり全国平均を下回っている自治体もあるということで、その辺りを中心にいろんなサポートをしていきたいと考えているところでございます。

それと、先ほど日高副委員長から御質問のありました、前回のマイナポイント第1弾のときどうだったかというお話なんですけど、国から明確に示された数字はないんですけども、前回

の締め切った時点でのマイナンバーカードの交付件数うち、カードを持っている方の約半分がポイント申請をしているという状況です。単純にそれで計算してみますと、約14億円分のポイントが県内で交付された状況になっております。5,000円のときでその程度ですので、ぜひ、たくさんの方にポイントを取得していただいて、県内の経済活性化にもつなげていただきたいと思いますと考えているところでございます。

○日高委員長 その他報告事項について質疑はございませんか。

○星原委員 総合計画の長期ビジョンの目指す将来像ということで「2040年の宮崎県の姿」となっているんですが、この中身がどうのこうのではなくて、これだけの計画を立てた場合の予算はどれぐらい必要で、これを実現するためには財源の裏づけとかがないと、計画は立てても実際にやるときにどうなのか。

だから、計画を立てるときに財源の裏づけみたいなものまで計算しながら、こういうことを実現するためにはどれぐらいの予算でやっていったらいいのかということは、検討しているものなんですか。

○津田総合政策課長 正直に申し上げますと、ここまで計算は出しておりません。

あくまでこれは長期ビジョンということで、将来的な方向性ということで考えております。今から、さらに4年間のアクションプランをつくりまして、そしてまた毎年の予算の重点施策を設けていきますので、その中で必要な予算を獲得してまいりたいと思います。

○星原委員 そういう財源的なものじゃなくて、見通しというか、こういうことで宮崎県が形成されていくという方向性を示すだけということ、私から見ると、5年前とかそういう形の区

切りのところで、やっぱりこれを実現していくことで移住者を呼び込んだり、いろんなことを計画立てているわけですから、そういう人たちがそういう宮崎県の姿を見て、来たりするわけですよ。

だから、そういうことであれば、これを実現するためには裏づけとなる財源が必要であることも考える中で、県内での県税収入の部分と逆に国に働きかけて予算をもらって、そして実現に向けるんだといったところまである程度考えながらやっておくべきではないかなと思ったものですから、その辺を聞いたところです。

**○津田総合政策課長** 私どもも当然、国への提案要望等に反映させておりますし、この長期ビジョン自体は庁議に諮って了解されるものですから、当然、県全体としてこういう方向に向かっていくんだというコンセンサスは得られるんだろうと思っています。

したがって、そういったところも踏まえて、必要なヒントも活用しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○外山委員** 宮崎カーフェリーの乗船運賃3割引キャンペーンですが、まだ二十日足らずだけれども、何か目に見えた効果は出ていますか。

**○佐野総合交通課長** キャンペーンにつきましては、6月1日から始めたところですが、今、予約まで全て入れると、「車で行こう 神戸ー宮崎」が1,224名、また宮崎県民限定のプランにつきましては600名で、合わせて1,824名の予約をいただいているところでございます。

**○外山委員** それはキャンペーン効果が出ているのでしょうか。

**○佐野総合交通課長** 3割引きという形でうたわせていただいているので、間違いなく、キャンペーン効果だろうと思っているところでござ

います。

**○外山委員** つまり、今回は通常の車やトラックを使う人も3割引いてもらえるわけですよね。これは、一つは将来に向けての宣伝効果としていい試みかもしれませんが、この苦しいときに売上げが3割減だからね。こういう手法というのは功を奏するのか。これが終わったら直ちに客が利用しなくなるとか、非常に難しいと思うんですよ。

10月以降、回収できる見通しがあればいいけれども、その辺がまだ微妙ですよ。今、このキャンペーン期間は通常利用しても全部3割引きになるわけじゃないですか。

**○佐野総合交通課長** \*このプランにつきましては、県民割引という形で全ての県民を対象に割引させていただいております。

新船が10月に2隻そろいますので、私どもとしてはこの機会に、ぜひ一度、県民の皆様に乗っていただいて、船旅のよさというものを再確認していただいて、ぜひリピーターになっていただきたいと考えております。この割り引いた分については、県からの支援とさせていただいているところでございます。

**○外山委員** この3割は県が負担するのですか。

**○佐野総合交通課長** 今年度、交付金事業ですが、県の事業としてさせていただく予定でございます。

**○太田委員** 常任委員会資料の12ページの産業政策課のフードビジネス振興構想ですが、「構想」と「計画」の違いはあるんですかね。

**○大野産業政策課長** 明確な違いについては承知しておりませんが、「構想」ということですので、大まかなその概念であるとか方向性、考え方を示すものを、このフード構想というこ

※34ページに訂正発言あり

とで考えております。

○**太田委員** その辺がちょっと気になりましたけれども、別に問題提起ではなくて、議会に対する成果の報告とかの格付の違いがあったのかなと思ったところでした。

○**有岡委員** 常任委員会資料の10ページ、11ページの中山間・地域政策課の関係でお尋ねいたします。

移住者の実績としては宮崎市とか都城市が伸びているという数字が見えて、大変ありがたいと思っております。この長期計画、長期ビジョンの中でうたっていますように、子育てのために空気がきれいで自然豊かな土地を探し求めたりというのは相談する方の声だと思えますけれども、こういった選ばれる場所のテーマはどういうものがあるのかなと考えるとき、例えば都城市でしたら子育てがしやすい環境があるとか、何らかの特徴があると思うんですよね。

そういったニーズに応えるために、それぞれ市町村に情報提供したり、そういった施策が必要だと思うんですが、そういった実態の調査をされているのでしょうか。

もう一点は、転入してきたけれども、なじめず逆に転出したといったケースがあれば参考に教えてください。

○**湯地中山間・地域政策課長** どういった地域が求められるかというところですが、それぞれの市町村で、自らの市町村のいいところ、アピールできるところについては相談窓口を設けておりますので、そういった中でちゃんとアピールされているというところがあります。県のほうでも「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」というのがありますので、そこを通して相談のあった内容については各市町村に情報を共有していく形にしております。

あと、なじめないで帰られた方というのは、正直どこまでいらっしゃるのかはよく分からないところもあるんですけども、国・県の制度で移住支援金というのがあります。令和元年から3年まで259件支給しているところですが、そのうち、その仕事を辞めたりして最終的に支援金を返還されたケースが9件ございます。例えば病気で辞められたケースもありますので、なじめなくて辞めたのかははっきりしないところではありますが、件数としてはそれほどないと考えています。

○**外山委員** 宮崎県は8割ぐらいが中山間地域ですよ。たしか延岡市と、児湯地域、高鍋町、宮崎市、都城市以外は全部、中山間地域ですよ。中山間地域とは、どういう定義なのでしょう。

○**湯地中山間・地域政策課長** 中山間地域の定義として農水省は「中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域」という言い方をされていて、宮崎県で入っていないのは児湯地域だけになります。延岡市とかも一部かかっている部分がありますので、中山間地域には含まれるというところになります。

○**外山委員** ということは、中山間地域振興計画は、宮崎県振興計画ですね。

ずっと疑問に思っていて、中山間地域と聞くとまさに昔の限界集落とかをイメージするじゃないですか。ところが、実は全県がほとんど該当しているという現実を恐らく県民の方は知らないと思います。

○**湯地中山間・地域政策課長** 委員がおっしゃるとおり、県内全域をほぼカバーしているような状況なんですけど、言葉が適切かどうかというのはあるんですけど、今おっしゃられたように限界集落とか人口減少で地域の維持が厳しくなっ

てくるようなところを中心に支援していくという形にはなりません。

**○日高副委員長** 私も文言の関係で確認させてください。

「カーボンニュートラル」と「ゼロカーボン」の言葉尻です。

宮崎県総合計画長期ビジョンの12ページの中ほどで「カーボンニュートラル」という言葉を使っています。34ページの要素2では「ゼロカーボン社会」という言い方をしていますが、本県の予算書では「ゼロカーボン」という形を使っていると思います。

ただ、最近これはどっちがいいのかというのいろいろありまして、請願とかそういうのもカーボンニュートラルという言葉を使っているところもあるんですが、この辺のことについては、何か統一を図ろうとかいうことがあるのでしょうか。それともこのまま県としてはゼロカーボンという言葉はずっと使っていくということなのかを確認したいと思います。

**○津田総合政策課長** まず12ページですが、ここは国の説明なのでカーボンニュートラルという言い方をしています。

おっしゃるとおり、国は基本的にカーボンニュートラルという言葉を使っておられて、本県はゼロカーボンという言葉を使っているということで、国の説明なのでこのように使い分けているということでございます。

**○日高副委員長** だから、なぜ変えているのかという話ですよ。

一般の人たちが考えた場合には、カーボンニュートラルの「ニュートラル」は「中間」という意味だそうですね。ですから、炭素を50%減らして、森林資源がCO<sub>2</sub>を50%吸収して、真ん中で50%ずつで折り合いをつけて、ニュートラ

ル——中間にしよう。

ただ、ゼロカーボンということになると、「炭素をゼロにするって、どうやってゼロにすると」という話を、たまに聞くんですよ。だから、一般の人からしたらゼロカーボンとカーボンニュートラルは、本来一緒だけれども、詳しくない人は「意味が違うんだろうな」という話になってくると思うんです。

まあ単純な話ですけども、総合計画ということですから、聞かれれば、そのことは明確に「こうだ」と。宮崎県としては「ゼロカーボン」を使うんだということやらないと、仮に市町村が総合計画の中でカーボンニュートラルという言葉を使った場合に、県との整合性はどうかというの、明確にしておくべきだと思います。

**○津田総合政策課長** 御指摘の点、特に県庁内では当然、統一的にすることは可能だと思うんですけども、市町村も含めてということでございますので、まずは、この言葉で本当にかどうかということも含めて、再度検討いたしまして、その必要があれば、市町村にもそういったことを要請したいと考えております。

**○松浦総合政策部長** この温暖化対策については、環境森林部が所管しておられて、当然、環境関係の計画を持っております。その中で文言としてゼロカーボンということやうたっておりますので、現時点で県としてはゼロカーボンということを目指すということになっております。

ただ、御指摘の点については、改めて環境森林部にもお伝えし、どうしていくのかということや改めて検討をしたいと思っております。

**○日高副委員長** 宮崎県総合計画ですから、これは県において最上位の計画ですよ。これが

一番、基だということを考えれば、一般の人たちがどう思うかというのも考えてほしいと思います。

もう一点です。はっきり確認できなかったんですが、この中には今回のウクライナによる食の安全保障の関係は何らかの記載があるのでしょうか。

**○津田総合政策課長** ウクライナとは明確には書いてございませんが、例えば原油価格の話ですとか資源エネルギーの話ですとか、そういった今後のその物価変動も含めての記載はございます。

28ページのグローバル化の進展のくだりで、原油価格の高騰や新型コロナウイルスの対応などというような話はございますが、ウクライナという名称の記載はございません。

**○日高副委員長** 考え方の違いでどうか分かりませんが、私としてはコロナの問題もありますけれども、これまで言ってきた自給率の問題を考えると、ウクライナの食料の輸出制限などが全ての人類の物価高ということまで影響してくるということを考えたら、非常にこの問題は大きい問題だと思うんです。

宮崎県総合計画長期ビジョンの29ページの宮崎県の状況の2行目に記載のとおり、農業産出額が今まで5位でしたけれども、ついに全国第6位になったわけですね。こういう状況の中にあるからこそ、コロナ禍も含め、そして今度のウクライナの問題で、食料というのは世界規模でどうやってグローバルの中で安定性を保っていくかというのを今後考えなくてはいけない宮崎県が一番大きな課題でないかなと私は思っているんです。

ですから、そういうことを考えながら、食料の安全保障というのをもう一回考え直して、そ

のために、宮崎県は全国有数の食料基地——本来、松形知事の時代は日本の食料基地だったはずなので。それを取り戻すためにも、やはり、この食の安全保障、自給率問題というのはもう一度しっかりとこの計画の中にも言葉として織り込むべきではないかなと私は思います。

**○津田総合政策課長** 貴重な御意見ありがとうございます。そのとおり、食料安全というのは非常に大事だということは、私どもも十分認識しております。

30ページには将来の課題ということで若干そういう点には触れておりますけれども、おっしゃっている点をもう少し明確に表現できるかどうか、貴重な御意見として賜りましたので、また最終案を9月に提案させていただきますので、そこまでに、総合計画審議会等の意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

**○中野委員** 長期計画ですからずっと使う資料なんですけど、この表を中心にいろいろ見るとあちこちから資料を取り寄せているから、数字に整合性の欠けるところが多々あります。今はどことは言いませんが、気づかれていると思いますのでよろしくをお願いします。

**○井上委員** やっぱこのビジョンがなければ具体的に動くということもできないわけですが、特にこの「暮らしを支え、未来を拓く産業づくり」において、フードビジネスというのは大変大きな課題だと思うんですね。そして、宮崎県はここをきちんとやり上げていかないと、自分のところで作っている農産物にどのようにして付加価値をつけてどう高く売り、産業として自立させていくかということができないと思うし、農業イコール観光業と私は考えているので、そういう意味でいうと、このフードビジネスの推進は大きなものがあると思います。



この振興構想の改定をされることについては、既定路線なのでいいんですけども、どんなふうに改定していくかということが非常に問題になるところだと思います。また改めて人を集めて何か話をすることなのか、それとも、今あることも含めてそうですけれども——私は議場でも申し上げたけれどもLFPなんかも非常に評価しているところです——我が県のフードビジネスを推進していかないといけないと思うのですが、この改定に対するイメージが分かるようで分からないところがあるんです。

コロナ禍における消費行動の変化は事実そうなので、これは分かります。ゼロカーボンの推進は今言われたとおりです。あとデジタル化は、様々な社会変容を踏まえて今後4年間で取り組む施策の基本的な方向性を示すとなっているんですけども、今のところ具体的に何もしないという感じなのか。それとも、ある程度の方向性みたいなのは感じつつ、それを磨いていくというか、それを強固にしていくというか。その3つの事例が書いてあるというのはそういうことなのかと思ってもみているんですけども、その辺りはどうなんですか。

**○大野産業政策課長** 改定のイメージというところですけども、具体的にどういう方向性を示すかというのは7月以降に、意見交換会であるとか委託業務を使った調査とかを進めていこうと思っています。

その中で考慮すべきこととして今、コロナであるとかゼロカーボン、DX、あとウクライナ情勢とか社会国際情勢の話もありましたけれども、そういうところをどういう形でこの計画の構想の中に盛り込んでいけるかというところを今から検討していきたいと思っています。

しかしながら、本県の産業構造からいうと、

農業産出額は非常に高いし、その高付加価値化をしっかりとやっていくということが産業、フードビジネス全体の成長につながるというところは相変わらず同じことだと思って考えておりますので、そこについては現計画から引き続き軸に考えていきたいと思っています。

**○井上委員** 宮崎県の農産物の作り方を含めて、先ほどもあったように、それは確かに食料基地と言われるぐらいのところなので、それはそれなりの固まりがあるということよね。

でも、その先——お客様がどんなふうに宮崎県に来ているかというデジタル化実装支援など書いてあるけれども、データをちゃんとそろえた上で議論しないと、もう何もなしで議論されると、また元の木阿弥みたいにして何度も同じことを繰り返したのかなと思うんですよね。

今回、フリーズドライの機械を整備していただくというのは大変いいことだと思うんです。状況的に言うと、冷凍食品というのも非常によく売れている。

だから、宮崎県でできるものプラス、このフードビジネスにちゃんと乗せ切れるようにしていく商品創りというのが非常に大切なんじゃないのかなって思うんです。

その分析がきちんとできるのかなってというのが、ちょっと心配しているところなんですけれども、この構想自体は推進していかないといけないし、ここが大きな意味での「産業づくり」の核になっていく可能性は非常に高く、非常に評価する内容なので、ここをきちんとやり上げていくという姿勢がちゃんと見えないといけないんじゃないかなと思います。

だから、以前はあまり問題視されなかったフードビジネスによるコーディネーターの人たちが、最近はやっと違う活動をされているのと、

販売ルートをつくり方についてもちょっと変わってきていて、売り出すものの商品価値の考え方も非常に変わっています。そこをきちんと押さえた上で、この構想をつくっていただきたいなと思います。

幾つかもう上げたけれども、ハードルが高いと思っていただくよりか、今のをどう進展させるかと考えていただいたらいいと思うんだけど、そこをちゃんとやっていただくと、宮崎県は大化けする可能性だってあります。だから売り方についてももっと研究ができるのではないのかなと思うので——どなたを専門家と言ったり関係団体と呼ぶのかというのが私には疑問があるところでもあるんだけど——発想を少し変えていただくといいなと思っています。

だから、そこを見越した上で議論して、宮崎県は新たなフードビジネスの開発と考えてもらうといいなと期待しているんですけども、そこはいかがですか。

**○大野産業政策課長** 委員のおっしゃるとおり、特に売り方です。商品開発のところは一生懸命できて、いろんなものができてくるんですけども、売り方というのも、特に近年はインターネット——ECであるとか、新商品を発表する場も単なるプレスリリースではなくて、例えばクラウドファンディングを使って、その反応を見るとかというようなことで露出の仕方もいろいろ変わってきています。急激にいろんな手段が増えてきているので、実際、今年の事業においても、そういう取組を幾つかやって検証していくようなことも計画しております。

今まで10年間やってきたフードの取組の中で反省点だったり、もっと伸ばしていくべきところというのは、いろいろ意見交換したり調査していく中で出てくると思っていますので、それに

プラス、デジタルだとか新しい取組というのを上に重ねていって、どういう発展が望めるのか、どこに成長の兆しがあるのかを少し明らかにしていけたらなと思っています。

**○井上委員** 宮崎県内の地域、産地ごとに考え方が違うところもいっぱいあるんだけど、宮崎県は果樹がいいのに——マンゴーはよく売れているけれども——ちょっとした手の加え方と売り方で非常に変わると思えるものがたくさんあるので、果樹なんかももう少し力を入れてもらえるといいのかなと思うんですよね。

従来あるものだけではなく、今までとは違う販売方法と品物の見せ方、商品の見せ方をちょっと考えてもらおうと、随分、宮崎県は違うようになっていくのではないかなというのは予想できることだから、それをぜひお願いしたいなと思います。

**○星原委員** 宮崎県総合計画長期ビジョンの35ページの「きずな・つながり」の真ん中ほどのところに、「宮崎と県外、海外との交流などを強化していく必要があります」と記載があります。多分、皆さん方は全て考えていらっしゃると思うんですが、人口減少の中で経済面から観光面から教育面まで、全部に外国人労働者が入っているんだろうとは思いますが。

これから10年後、20年後、30年後を見たときには、「世界の中の日本」じゃなくて「世界の中の宮崎」という考え方に立って、いろんな分野の交流を含めてもう少し具体的に考えていってもいいのかなと思うんです。

多分この中に入っているんだろうとは思いますが、今の小学生とか子供たちが大人になった時代はどのような時代になっているかというと、多分そういう境界はないんじゃないかなと思うんですよね。だから、そういう中で、

宮崎県に住みながらどういう生き方をしていくかということを考えるべきじゃないかなと思うんです。

ですから、人口減少の中ではいろんなものがかみ合ってくるだろうと思いますので、ぜひ、その辺のところもある程度具体的に——一つ一つでいけば経済面ではどう、観光面ではどう、文化・芸術面ではどういうふうな形とか、そういう細かく分けて取り上げて、「世界の中の宮崎」という捉え方をさせていただくことも入れてもらうといいのかなと思います。

**○津田総合政策課長** 重要な指摘だと思っております。潮流の中では、「世界の中の宮崎」という分析はしているところなんです、具体的には今後のアクションプランの中に書き込んでいきたいと思っております。

**○日高委員長** 総合計画は知事のマニフェストとリンクするのでしょうか。

**○川北総合政策部次長(政策推進担当)** 今御説明いたしました長期ビジョンでございますけれども、これは県の各部と横調整しながら、そして多くの方々の御意見をいただきながら、検討してまいる部分でございます。

また、知事のマニフェストは政治家としての知事という部分もございまして、そこは私どもが直接関わる部分ではないと思っておりますが、政治家としての知事としてまた検討されるものと考えております。

**○日高委員長** 常識的に考えれば、県知事としての長期ビジョンと政治家としての長期ビジョンは、当然リンクしてくるものだと思います。関わり合うか関わり合わないかが、地方公務員法によっていろいろな問題があるからという話だと思うんですけれども、間違いなく関わり合ってくるんです。

これは私たちは分かりますが、県が未来に向けて総合計画でこういう動きをしていくんだというのが県民には分かりづらいです。総合計画は今後どうしていこうかという自分たちがこれから仕事していく中でいわゆる見本ですよ。言ってみれば、道しるべとなるものが総合計画ということだと思います。

**○松浦総合政策部長** この総合計画は随分前の段階では10年計画であったりとか4年計画であったりということでありました。その中で、少し長い目で見ても考えないと、特に人口が減っていくということがもう見えておりましたので、どういった点を重点に考えていくべきかという考え方が必要であるということで、この20年の長期ビジョンをつくったところであります。

ここの考え方については、つくっていく過程で知事も交えての議論になりますので、そういう考え方はあると思いますけれども、どなたが知事になられても大きな方向性は変わらないものをつくっていくものであります。

その上で、長い期間で見たときの宮崎県をつくっていくために、知事になられた方の4年間で何をやるのかというようなことは、当然、公約で出されていくわけでありまして、その部分については、アクションプランといいますか、行動計画の中には当然反映させなければならないことになってまいりますので、次の知事になられる方の公約の中で、それを行動計画として考えていく上ではアクションプランの中に反映させていくという形になってまいります。

**○日高委員長** なるほど。よく分かりました。

4年のアクションプランが出てきますが、県庁の内向きの計画ではなく、ある程度外向きにも分かりやすく、県がやろうとしていることを「ああ、なるほどね」って思えるような工夫も

必要だと思うんです。さらに分かりやすく、いろんな人に伝わるようにしていただきたいというのが私の要望です。

○松浦総合政策部長 すみません、先ほど少し御説明が不足しておりましたけれども、県の総合計画としては、長期ビジョンとアクションプランは一体のものとして考えるべきだと思っております。

今回のアクションプランの見直しをこれからやっていくことになっていきますけれども、それと併せて、どういう宮崎県をつくっていくのかということとはしっかりと説明していく必要がありますので、そういったところについては対応してまいりますし、意を用いてまいりたいと思っております。

○佐野総合交通課長 先ほど外山委員から御質問のあったフェリーの3割引キャンペーンについて、全てが対象ですとお答えさせていただいたかと思うんですけれども、あくまでも対象は旅客という形で、事業用車両——トラックだったりトラックドライバーは対象になっておりませんので、おわびの上、訂正させていただければと思います。

○日高委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願の審査に移ります。

請願第9号について、執行部からの説明はございませんか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 特にございません。

○日高委員長 それでは、委員から質疑はございませんか。

○太田委員 この文面の中に、通称の使用拡大やその周知に取り組むということが明記された

と書いてあり、これは第5次男女共同参画基本計画の中での議論であったという表記でありますけれども、通称の使用というのは、例えばどんなときにメリットがあるのでしょうか。

例えば、銀行通帳なんかは恐らく住民票どおりでしょうから、通帳関係は通称では出してもらえないだろうなという。では、通称を使用することによって、当人にどんなメリットがあるのか何か把握されているところはありますか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 県庁でも通称使用を実施しております。

今、委員がおっしゃったように、法定でもきちんとした戸籍上の姓、氏を使うと定められているものはいたし方ないところかと思いますが、それ以外のところで、ある程度運用が可能なところで、実施できるというルールが定められている場合には、旧姓がそのまま使えますので、婚姻によって変えるところはなくなると思っております。

○太田委員 今、県庁の中でも通称使用はできるということですが、その辺のトラブルはないのでしょうか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 通称使用が始まりまして、もう大分、年月もたっておりますし、その辺はルールどおり、うまくいっていると思っております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他のその他で要望なんですけれども、先日可決された議案第13号の教育委員会の予算として、いわゆる教育共通事務に関わる経費として、県立高校には給食の緊急対策

が出ています。

しかし、みやぎ文化振興課が所管する私学については、授業料等の緊急対策と光熱費の高騰対策ということで給食の対策がありません。私学は給食がほとんどないということでございますけれども、調べたところ、県内には寮生が1,600名以上いて、かなりそこが圧迫されているということでございます。

同じ宮崎県の中高生ですから、県立も私立もやっぱりこの燃料高騰対策というのは同じ立場でございます。そこら辺の分についても総合政策部でそういうような配慮を今後考えていただければと思いますので、これは要望ということでお願いいたします。

それでは、以上をもって、総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

---

午後1時56分再開

**○日高委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

**○渡辺総務部長** まず冒頭、お礼を申し上げます。

物価高等に伴いまして、国の緊急対策を受けて、まず県民に対策の予算をお届けするというところで、先んじて補正予算の2号をお認めいただきまして本当にありがとうございます。お認めいただいた予算は迅速に使わせていただいて、県民のお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。

それでは第1号議案について、座って概要を御説明させていただきます。

本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料で御説明させていただきます。

目次をお願いいたします。

まず、Ⅰの予算議案についてであります。令和4年度一般会計補正予算案(第1号)の概要につきましては後ほど御説明いたします。

次に、Ⅱの特別議案になります。県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例など、2件を提出させていただいております。

次に、Ⅲでありますけれども、報告事項につきましては令和3年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、またⅣ、その他報告事項では宮崎県情報公開条例の改正についてなど、4件につきまして御報告させていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

議案第1号の概要についてでございます。

この補正は、第6波以降の状況に対応した新型コロナウイルス感染症対策の継続に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものでありまして、補正額は、一般会計で112億4,969万9,000円の増額でございます。

この補正による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金が2億1,628万3,000円、国庫支出金が74億2,246万6,000円、繰入金が17億2,705万6,000円、諸収入が1,489万4,000円、県債が18億6,900万円でございます。

次に、一般会計歳出の款別一覧でございます。

主なものを申し上げますと、一番上の総務費ですが、国スポ・障スポ大会の主会場となる新陸上競技場の最寄り駅であるJR山之口駅につきまして、都城市が行うバリアフリー化整備の費用を一部負担するための経費などを計上しております。

次に民生費でございますが、低所得世帯等の児童が一時預かり事業による支援を受けた場合に、利用者負担軽減を行う市町村に対して補助を行うための経費などを計上しております。

次に衛生費でございますが、軽症及び無症状の自宅療養者への健康観察を民間委託するとともに、自宅療養期間の食料など生活に必要な物資等を配付するための経費などを計上しております。

次に農林水産業費でございますが、農業者のハウス内にモニタリング装置を設置しまして、環境データ等を効率的に収集・蓄積し、分析・活用の最適な手法を検討するなど、施設園芸のデジタル化に向けた体制整備を図るための経費などを計上しております。

次に、土木費でございます。国庫補助決定を受けた社会資本整備総合交付金事業を実施するための経費などを計上しております。

最後に、教育費です。児童生徒の情報モラル教育や教員のICT活用指導に関しまして、モデル地域において研究・実践、研修会等を実施するための経費などを計上しております。

予算議案については以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○日高委員長** 部長の説明が終わりました。

次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○高妻財政課長** 常任委員会資料の2ページを御覧ください。

議案第1号の歳入予算についてであります。

まず、(1)総括の表の左から3列目、太枠内の今回補正額の欄を御覧ください。

自主財源につきましては、分担金及び負担金が2億1,628万3,000円、繰入金が17億2,705万6,000円、諸収入が1,489万4,000円の増額となっております。

中ほどより少し下の依存財源につきましては、国庫支出金が74億2,246万6,000円、県債が18億6,900万円の増額となっております。

この結果、一番下の歳入合計は112億4,969万9,000円となります。

続きまして、3ページを御覧ください。

(2)歳入科目別概要についてであります。

まず、分担金及び負担金ですが、港湾建設事業などの公共事業について、市町村からの負担金を受け入れるものであります。

次に、繰入金ですが、新型コロナ対策や公共事業の増額補正に伴う県費負担分について、財政調整積立金等の基金から繰り入れるものであります。

次に、諸収入は、受託事業収入と雑入の2つでありまして、受託事業収入は、ダムの堰堤改良事業に伴う企業局からの受託料を受け入れるものであり、雑入は、水産庁の補助金を県や県漁連等で組織する協議会を通じて受け入れるものであります。

次に、国庫支出金についてであります。

国庫支出金には3種類ございまして、国庫負担金、国庫補助金、委託金の3つであります。

まず、国庫負担金であります。PCR検査体制等強化事業などに伴う衛生費国庫負担金や、道路新設改良といった公共事業に伴う土木費国庫負担金を受け入れるものであります。

次に、国庫補助金であります。

1つ目の総務費国庫補助金は、今回の新型コロナ対策事業の主な財源として、地方創生臨時交付金などを受け入れるものであります。

次の民生費国庫補助金は、安心こども基金への積立ての財源として、子育て支援対策臨時特例交付金を受け入れるものであります。

次の衛生費国庫補助金は、自宅療養者への健康観察体制を確保する事業などの財源として、緊急包括支援交付金などを受け入れるものであります。

丸を2つ飛びまして、土木費国庫補助金であります。これは公共事業の増額補正に伴いまして、社会資本整備総合交付金などを受け入れるものであります。

その下の委託金は、放射能測定調査機器を廃棄する事業の財源として衛生費委託金や、情報モラル教育に係る事業等の財源として教育費委託金を受け入れるものであります。

最後の一番下でございますけれども、県債につきましましては、公共事業の増額補正に伴うものであります。

**○鹿島財産総合管理課長** 常任委員会資料の4ページをお開きください。

繰越明許費についてであります。

今年度予定しております单身用宿舎八村荘再整備事業の改修工事につきまして、右側にありますとおり2億9,560万円の繰越しをお願いするものであります。

これは、再整備に伴う敷地造成工事の実施設計におきまして、隣接する椎葉合同庁舎敷地との高低差——宿舎側が若干高くなっておりますが、この差を解消いたしまして、一体利用できるように検討を重ねた結果、宿舎敷地の切下げ範囲を広げることになり、これに伴いまして擁壁の設置範囲を拡大する必要が生じたため、工事日数を追加することにしたことによるものであります。

**○満留税務課長** 議案第3号及び報告第1号に

つきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

まずは、委員会資料の5ページをお開きください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用について定めた総務省令が改正されましたことから、関係条項の改正を行うものであります。

2の改正の内容は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令について、地方税の課税免除又は不均一課税の適用となる期間の期限及び特別償却設備に係る整備期間の期限を延長する改正が行われたことから、関係規定の改正を行うものであります。

資料中ほどの表を御覧ください。

適用期間の期限につきましては、特例措置の適用となる期間の期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日へ2年間延長し、特別償却設備に係る整備期間の期限につきましては、特例措置の対象となる特別償却設備の整備期間の期限を、整備計画の認定を受けた日から2年だったものを3年へと1年間延長するものであります。

地方税の課税免除や不均一課税に伴う特例措置は、地域再生法による支援の1つとして、東京に一極集中している企業の本社機能を地方へ移転することや事業者の地方拠点の強化を促進することを目的として設けられたものであります。

特例措置の内容については変更ございませんが、概要について御説明いたします。

参考の表を御覧ください。

上から、業種の対象につきまして指定はござ

いません。その下、対象となる特別償却設備につきましては、本社機能を有する事務所、研究所、研修所の用に供する減価償却資産で、それらの取得価額の合計額が3,800万円以上、中小企業は1,900万円以上のものとなっております。

その下、対象となる設備投資につきましては、新設または増設で、対象となる地域につきましては、諸塚村、椎葉村を除く県内全域。適用となる県税につきましては、課税免除が不動産取得税、不均一課税が事業税、不動産取得税、県の固定資産税となっております。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用することとしております。

続きまして、委員会資料の6ページをお開きください。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告です。

今回の専決による改正は、1の改正の理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行される規定につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決による改正を余儀なくされたものであります。

2の改正の内容であります。

(1) ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直しにつきましては、ガス供給業のうち、収入割により課税されているガス製造事業及びガス小売事業の法人事業税について、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から課税方式が見直されたことから、関係規定の改正を行ったものであります。

ガス供給業につきましては、地域独占的企業であること等により収入金額課税とされておりましたが、ガス事業法の改正により、令和4年の4月1日から、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手ガス3社についてガス導管事業とガス製造事業またはガス小売事業の兼業が禁止される等の制度的環境変化を踏まえ、ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税について見直しが行われたものであります。

概要につきましては、右ページ上段の表を御覧ください。

これまで収入割で課税されていたガス供給業に係る法人について、表右側のとおり、見直しが行われております。

まず、ガス導管事業につきましては、改正後も料金規制が存置され、独占的な地位が失われないこと等から、収入割が存置されております。

その下、ガス製造事業のうち、特定ガス供給業、これは先ほど申し上げました導管事業部門が切り離された後の大手3社に加えまして、これらと同じ地域、同等の規模でガス供給業を営むJ E R A、関西電力を加えた5社となっております。これらの法人は、事業規模が相対的に大きく、地方財政や個々の地方団体への影響が大きいということ等から、主たる課税方式を引き続き収入割とした上で、付加価値割、資本割を一部組み入れることとなりました。

その下、特定ガス供給業以外のガス製造事業及びガス小売事業につきましては、事業規模が相対的に小さく、制度的環境変化の影響を強く受けると考えられること等から、他の一般の事業と同じ課税方式とされたものであります。

なお、本県には、見直しが行われた部分に該当する事業所がないことから、税収への影響はございません。



左のページにお戻りください。

(2) 大法人に対する法人事業税所得割の軽減税率の廃止につきましては、資本金1億円超の外形標準課税対象法人に係る法人事業税の所得割について、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から軽減税率が廃止されたことから、関係規定の改正を行ったものであります。

法人事業税の所得割は、法人の各事業年度の所得に対して課税されていますが、所得が800万円以下の金額の部分に軽減税率が設けられています。この軽減税率は、もともと事業規模が小さい法人の負担軽減を目的に設けられたものであることや、法人税における軽減税率は中小法人のみを対象としているなど、制度としての不均衡があるといった指摘を踏まえ、外形標準課税対象法人に対する軽減税率が廃止されたものであります。

概要につきましては、右ページ下の表を御覧ください。

各事業年度の所得のうち、400万円以下の金額部分の0.4%、400万円を超え800万円以下の金額部分の0.7%の軽減税率を廃止し、税率を1%としたものであります。

左のページにお戻りください。

(3) 不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例措置の適用期限の延長につきましては、取得した土地の上に特例適用住宅を新築した場合に、土地の不動産取得税を減額する等の特例措置の適用期限を延長するものであります。

改正前は、令和4年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合を対象としておりましたが、改正後は、適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までに土地の取得が行われた場合に、減額等の対象とする改正を行ったものであります。

続きまして、(4) その他所要の改正につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれが生じたことから、改正を行ったものであります。

最後に、3の施行期日ですが、令和4年4月1日から施行することといたしました。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はございませんか。

○中野委員 6ページ以降の専決処分について、4月1日から施行せざるを得なかったから専決処分にしたということですが、5ページの議案第3号は公布の日から施行し、4月1日に遡及して適用するわけですよね。どちらも4月1日から施行、適用するわけですが、議案第3号はなぜ専決処分にならなかったんですか。

○満留税務課長 専決を行うものについては、先ほども説明いたしました4月1日から適用されるということで、取り急ぎ条例を改正しなければ、課税に不都合が生じるということでございます。

例えば、遡及すると県民に対して不利益になるものについては4月1日から施行すると。遡っても県民に対して不利益が及ばないものについては、遡りが認められているということで、専決したものは、遡ると県民に不利益になるということで専決させていただいております。

○中野委員 5ページのほうは県民に不利益が発生しないということですか。

○満留税務課長 もう既に決まっていることに対して継続するものですので、例えばここで専決していなくても、現時点で行われていることについては不利益が及ばないということであろうかと思えます。

○中野委員 5ページの件ですが、この適用期間及び特別償却設備に係る整備期間の期限延長は2つとも同じものですか。この表の上の段と

下の段は別問題なんですか。

○満留税務課長 別々でございます。

まず、適用期間の期限といいますのは、例えば業者が申請する期限を令和4年から令和6年の3月31日まで延長したということでございます。その下、特別償却設備に係る整備期間の期限は、上で認定を受けた後、2年間の間に施設整備を行うという決まりになっていますが、認定を受けてから3年間の間に施設整備するというふうに1年間延長されたということになります。

○中野委員 私の聞き方が下手なものだから、申し訳ありませんが、この上、下は関連するわけですか。それとも全く別な案件なんですか。

というのが、別なものだろうなと思ったんですが、下の償却設備に係る整備期間の期限というのを、認定を受けた日から翌日以後3年経過するまでは、特別償却が認められるということですよ。

○満留税務課長 特別償却を認めるというか、下の不動産取得税の減額ですとか、そういうことが認められるために施設整備する期間です。

下のほうの期間は、適用期間の期限までに申請した事業者が、その適用となる資産を整備する——建物を建てたりする期間がもともと2年間あったものを3年間に延長するということです。

○中野委員 この対象地域は諸塚村と椎葉村を除く全域ですが、諸塚村と椎葉村はなぜ除かれたんですか。

○満留税務課長 諸塚村については、条件に合う土地の確保が見込めないということ、椎葉村については、本社機能の移転が見込めないということ、不参加の意向が示されたことと企業立地課から聞いております。

○中野委員 ということは、例えば西米良村は見込みがあるということでしょうか。

○満留税務課長 それ以外の市町村については、県が計画を立てるときに参加の意向を示されたことと聞いております。

○中野委員 そういう案件が西米良村にもあるということですね。

○満留税務課長 現段階で西米良村にあるかどうかは把握しておりませんが、参加の意向が示されたということで、もしそういう案件が出てきた場合は、適用になるということになるかと思えます。

○太田委員 同じ5ページのところで、一番下の適用となる県税の右下に県固定資産税と書いてありますけれども、固定資産税といったら市町村のものかなと思っていましたが、県固定資産税というものがあるんですかね。

○満留税務課長 県が課税できる固定資産税でございます。大規模償却資産に係る固定資産税ということで、いわゆる大きな施設——ダムですとか原子力発電所みたいな大きな施設の中の償却資産がありまして、その資産の額が一定額を超えますと、県が課税できる固定資産となっております。

ただ、本県では今までで上に椎葉ダムが建設されたときに適用があったということで、それ以降は適用ございませんので、頻繁に出てくる固定資産税はないということでございます。

○太田委員 4ページの繰越明許費のところで、何か高低差をならすというような感じの説明でしたが、この金額が2億9,000万円ということで、すごく大きいんです。高低差をならすところが広いのか、何かほかにもいろんな附属物の撤去などの経費がかかっているのか、その辺の説明をもう一度お願いします。

○鹿島財産総合管理課長 合同庁舎と宿舎に高低差が2.5メートルありまして、そこを切り下げる幅をどれくらい確保することかよって、事業費が変わってくるということになっております。

それを行いますと、造成費に伴う建設本体の工事費がどうしても翌年度に繰り越すという形になりますので、こういった金額になったということでございます。

○太田委員 造成だけじゃなくて建設費用も入っているということですね。

○鹿島財産総合管理課長 はい、そのとおりでございます。

現在は、建物の解体費、造成費、それから主体工事費を合計した金額で約3億円を超える事業費になっております。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了後をお願いいたします。

○鹿島財産総合管理課長 常任委員会資料の8ページをお開きください。

令和3年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

財産総合管理課からは、令和3年9月、11月及び令和4年2月の定例県議会におきまして御承認いただきました、表の1行目から5行目までの事業の繰越額が確定いたしましたので御報告させていただきます。

まず、1行目の庁舎公舎等保全事業及び2行目の電気機械管理事業についてであります。

これは、小林総合庁舎の空調改修工事において、庁舎の使用状況から、当初予定した空調を運転しない期間内での工事完了が困難となり、

工事期間と着工の時期を見直したことによるものでありまして、繰越額は、表の中ほどにありますとおり、庁舎公舎等保全事業が1,896万7,000円、電気機械管理事業が4,928万3,000円となっております。なお、本工事につきましては、今年6月6日に完了いたしました。

次に、3行目の県庁舎BCP対策事業についてであります。

これは、7号館の受変電設備改修工事において、1回目の入札が不落となり、再入札が必要になったことから、工期を再設定したことに伴うものでありまして、繰越額は1億725万円となっております。

次に、4行目の宮崎県東京ビル再整備事業（アドバイザリー業務）についてであります。

これは、昨年、度重なる新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公募開始前に必要な準備作業に不測の時間を要したため、提案内容の審査を今年5月に行うこととしたことに伴うものでありまして、繰越額は264万円となっております。

最後に、5行目の県有施設災害復旧事業についてであります。これは、昨年発生いたしました災害で被災した、防災行政無線中継局等の復旧工事に必要な無線機の基盤の納入が、半導体の供給不足の影響により遅れていること、また、同じく昨年被災した県総合運動公園の自転車競技場外側のり面の修復工事を競技への影響を最小限に抑えるため、着工を今年3月としたことによりまして、それぞれ工期を延長したことに伴うものであります。繰越額は合わせて860万9,000円となっております。

○松野危機管理局長兼危機管理課長 同じく繰越計算書の下から2段目、防災対策事業であります。

これは国の補正予算において、消防庁が災害時の人的被害、住家被害などの情報を収集する被害情報収集・共有システムを整備することに伴い、市町村の被害情報等のデータを県の防災情報共有システムで集計し、国のシステムに送信する機能の構築を行うもので、令和4年2月定例会において補正予算及び繰越しの承認をいただいたものであります。

発注の時期の関係から、全額を繰り越しており、繰越額は1,000万円であります。

○寺田消防保安課長 同じく繰越計算書の一番下の段、防災行政無線管理事業であります。

これは、国の補正予算に伴い、県内各地に設置しております震度計の震度データを県庁のサーバーに集約し、そのデータを国に送信する震度情報ネットワークシステムの機能強化と併せてシステムの更新を行うもので、令和4年2月定例会において補正予算及び繰越しの承認をいただいたものであります。

発注の時期の関係から、全額を繰り越しております。繰越額は2億5,875万円であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○渡邊総務課長 常任委員会資料の9ページをお開きください。

宮崎県情報公開条例の改正について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。

宮崎県情報公開条例は、県民等の知る権利を尊重する目的で制定され、それに基づき、公文

書開示請求の制度を設けております。

この公文書の開示を請求する権利は、誰もが自由に行使することができる一方、条例の趣旨・目的ののっとり、正当に行使すべき一定の責務があることから、適正な制度活用を推進し、円滑な行政運営を確保するため、適正な請求についての規定を追加するものでございます。

次に2、背景であります。近年、制度の目的から逸脱したと見受けられる公文書開示請求が発生しております。

具体的には、特定の人物による公文書の開示請求において、広範囲、大量の文書を請求し、閲覧しない、いわゆる請求する権利の濫用と見受けられる請求により、行政事務が停滞する事例が起こっているものでございます。

次に3、改正の概要であります。このような背景を踏まえ、公文書の開示を請求する権利について、本来の目的を逸脱し、その権利を濫用することを禁止する規定を設けるものであります。

権利の濫用の例としましては、行政事務の停滞が目的と認められる請求や、特定の職員や所属に対する害意が明らかな請求などが考えられます。

なお、権利の濫用に当たるかの判断においては、単に大量請求であることをもって安易に権利の濫用とすることのないよう、条例の趣旨・目的と照らし合わせながら、個別の事案ごとに慎重かつ厳格に判断してまいりたいと考えております。

最後に、4、これまでの経過及び今後の予定ですが、2月に公文書開示審査会で条例改正についての意見を伺い、7月にパブリックコメント、9月に法令審査会の手続を経まして、11月議会にて条例改正案を提案したいと考えており

ます。

○**吉岐行政改革推進室長** みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取組状況について御説明します。

常任委員会資料の10ページをお開きください。

現在、第3期のプランに基づき、令和4年度までの4年間に、ここに記載の4つの視点で改革プログラムに取り組むこととしております。

本日は、令和3年度の主な取組について、特徴的な項目を中心に御説明いたします。

11ページを御覧ください。

1つ目の視点、効率的で質の高い行政基盤の構築についてです。

ここでは、(1)簡素で効率的な行政組織等の整備として、①にありますように、デジタル化やゼロカーボン社会の実現等、社会情勢に対応するための組織体制の見直しや、新型コロナウイルス感染症対策への体制強化などの組織改正を行っております。

12ページをお開きください。

(3)信頼性を高める行政運営では、③にありますように、令和2年4月から開始した内部統制制度に基づき、各所属で年2回の点検を行い、行政執行の際のリスクを未然に防止するための確認や改善の取組を実施しております。

続いて、13ページを御覧ください。

2つ目の視点、県民ニーズに対応した行政サービスの提供についてです。

(2)県民サービス・利便性の向上を見ていただきますと、③にありますように、市町村と共同でマイナンバー制度の周知を行っております。人口に対するマイナンバー交付枚数率は、令和4年4月1日時点で56.4%となっており、全国1位を達成しております。

続いて、15ページをお開きください。

3つ目の視点、県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進についてです。

ここでは、(1)県政を担う人材の育成・確保として、③にありますように、県の採用試験において、民間企業等でも広く活用されている適性検査、SPI3のテストセンター方式を導入することで、全国で1次試験の受験が可能となりました。また、社会人採用試験も実施するなど、社会情勢の変化に対応した採用試験制度の見直しを行っております。

次に、(2)女性職員が活躍できる職場環境の整備では、②にありますように、県庁職員子育て応援・女性活躍推進プランに基づき、女性職員だけでなく、配偶者が出産予定の男性職員に対しても、各種育児支援制度の活用を推進したところです。

令和3年度の男性の育児休業取得率は26.3%となっており、令和2年度が17.6%でしたので、伸びてきております。

続いて、16ページをお開きください。

(4)公務能率の向上を御覧ください。ここでは②にありますように、ICT活用により業務の自動化・効率化を図っており、統計データの処理や定期的なホームページ掲載業務など、庁内の44業務についてRPAを導入し、約4,800時間の業務時間を削減するなど、大きな効果が得られたところです。

続いて、17ページを御覧ください。

4つ目の視点、健全な財務基盤の構築と資産の有効活用についてです。

ここでは(1)に記載のとおり、自主財源である県税収入の確保に取り組むとともに、(2)で示していますように、未利用財産の売却やネーミングライツの新規契約を行うなど、資産の有効活用に取り組んでおります。

次に、18ページを御覧ください。

財政健全化指針についてです。

1、財政健全化に係る目標としては、(1)から(3)まで3つの目標を掲げています。

このうち、(1)財政関係2基金の残高確保及び(2)県債残高の抑制については、令和4年度当初予算編成後の残高は記載のとおりとなっております。いずれも、財政健全化指針策定時と比べて大きく悪化しているという状況にはありません。

次に、(3)健全化判断比率の維持についてですが、令和2年度決算値で、実質公債費率が10.6%、将来負担費率が103.6%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っていますので、財政の健全化には問題はないと考えております。

なお、2の(1)財政見直しにつきましては、令和4年度当初予算の編成状況を反映するなど必要な見直しを行っております。令和13年度においても、財政上の健全性は維持できる見直しとなっております。

最後に、19ページにプランの数値目標の進捗状況の一覧を添付しておりますので、御覧になっていただければと思います。

**○鹿島財産総管理課長** 常任委員会資料の20ページをお開きください。

宮崎県東京ビル再整備事業に係る優先交渉権者の決定についてであります。

東京ビルにつきましては、昨年3月に策定いたしました基本計画に基づき再整備することとしており、今般、優先交渉権者が決定いたしましたので御報告させていただきます。

まず、1の優先交渉権者決定までの経緯でございます。

(1)にありますとおり、昨年10月26日から公募型プロポーザル方式により提案を募集し、

今年4月の書類提出期限までに6グループからの応募がございました。これを受けまして(2)にありますとおり、5月に東京ビル再整備事業審査委員会を開催し、最優秀提案者が選定され、その結果を踏まえ、優先交渉権者を決定したところであります。

次に、2の優先交渉権者はヒューリックグループ、代表事業者はヒューリック株式会社、構成員となる会社名と担当業務は表のとおりでございます。

次に、3の提案概要を御覧ください。

(1)の提案額につきましては、施設解体費及び県施設買取り額として20億9,330万円、県が受け取る借地料として年額9,000万円の提案となっております。

(2)の事業概要でございますが、現在地におきまして表の3行目にありますとおり、地上11階、地下1階、鉄骨造りのビルを整備することとしております。

工期につきましては、表の一番下の欄のとおり、令和5年7月から令和8年9月にかけて解体・建設工事を行い、供用開始は令和8年10月を予定しております。また、事業運営期間は69年間となっております。

21ページを御覧ください。

①が県施設の概要でございますが、延床面積は3,574平方メートル、1階にはフロンティアオフィスやコワーキングスペースなどを、2階と3階には学生寮、4階から6階にかけて職員宿舎を配置いたします。また、②の民間施設は延床面積が5,211平方メートル、7階から11階にかけて代表事業者による賃貸オフィスが設置されます。

最後に、4の今後の主なスケジュールでございますが、今年9月の定例県議会へ関連予算の

議案を提出し、議決をいただいた上で順次作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、ページ下に新しいビルの外観のイメージ、次の22ページに学生寮及び1階部分のイメージとなるイラストを掲載しておりますので御覧ください。

**○松野危機管理局長兼危機管理課長** 常任委員会資料の24ページをお開きください。

大規模災害時における物資の安定供給調査の結果について御説明いたします。

まず、1の調査の概要でございます。

調査の目的ですが、大規模な災害が発生した場合には国からの支援物資が被災地に届けられることとなりますが、その到着は発災後4日目以降になると言われております。このため、発災後3日目までの初動期において物資が不足する市町村から要請を受けますと、県が備蓄している物資を効率的に避難所に供給する必要がありますことから、大規模災害の発生に備え、県の備蓄場所や備蓄数量等の適正化を図るために調査を実施したものであります。

委託料は1,049万4,000円で、委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、調査年度は令和3年度であります。

(5)の調査結果であります。①備蓄物資の算定基礎となる避難者数につきましては、避難所への避難者に車中泊避難者を加えた約26万9,000人となっております。平成28年度に策定しました宮崎県備蓄基本指針におきましては、避難所への避難者のみの約23万7,000人を避難者数としておりましたが、国の計画の改定等を踏まえ、今回の調査では車中泊避難者を加えることが適当との報告がなされたところであります。

次に、②の県で確保すべき備蓄数量についてありますが、先ほど説明しましたとおり、国

からの支援物資が届くのは発災後4日目以降となることが想定されますので、県備蓄基本指針におきまして発災後3日間で必要となる物資については県、市町村、県民それぞれが1日分を備蓄することを基本としております。

この表には県が備蓄しております10品目について記載しておりますが、上の表の一番左の列の食料を例に御説明いたします。

今回の調査報告では、先ほどの避難者数の変更を踏まえまして県の備蓄目標は63万3,000食となりますが、県では大規模災害発生時に災害時の応援協定を締結している企業等から物資を優先的に提供いただけることになっておりますので、その分が3段目の流通備蓄として36万9,000食を確保できると見込んでおきまして、備蓄目標63万3,000食から流通備蓄36万9,000食を差し引いた残りの26万4,000食が県が現物として備蓄すべき量となります。

なお、現物備蓄の欄の括弧内の数字は今年3月末時点における県の現物備蓄の数量で7万7,900食を備蓄しております。

食料につきましては、備蓄物資の算定基礎となる避難者数が増加しましたことから備蓄目標は増加し、また流通備蓄で確保できる数量が減少したことから現物備蓄の数量が増加する結果となっております。

次のページを御覧ください。

③の課題ですけれども、ただいま御説明しました食料をはじめ、現物備蓄の数量が増加する品目がありますが、現在県が確保しております備蓄場所では増加する物資を備蓄するだけのスペースはありませんので、備蓄場所のさらなる確保が必要となります。

下のほうに、参考として県の現在の備蓄場所8か所を記載しておりますが、米印をつけてお

ります市町村所有の小林市八幡原市民総合センターと元県立都農高校校舎につきましては施設の空きスペースをお借りしているもので永続的な利用が保障されていない状況にあります。

また、これらの備蓄場所は物資を備蓄するための専用施設ではないため、大量の物資を効率的に搬出するためのフォークリフト等での運搬ができず、毛布や食料などが入った重い段ボール箱を一つ一つ手作業で運搬することとなり、効率的な搬入・搬出が困難な状況であります。さらに、県内では民間倉庫が少なく、空き率も低いという統計調査結果もあり、民間倉庫の活用は困難とのことであります。

なお、備蓄施設を新たに整備する場合には、備蓄倉庫としての機能だけでなく、国等からの支援物資を県が受け入れるための施設を広域物資輸送拠点と呼びますけれども、その機能を備えた大規模な施設整備の検討が必要とされております。

最後に、2の今後の予定でありますけれども、県の防災会議に有識者等で構成する物資拠点整備部会を設置しまして、不足する備蓄場所の確保のため、物資拠点施設の整備などについて検討を今後行うこととしております。今月末に第1回の部会を開催し、7月から8月に第2回目の部会を開催する予定であり、検討結果につきましては改めて御報告させていただきます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はございませんか。

**○中野委員** 宮崎県情報公開条例の改正についてお尋ねしますが、これを改正するに当たって、近年、特定の人物による請求する権利の濫用があるということですが、ここ数年で宮崎県で何件ぐらい発生したのですか。

**○渡邊総務課長** 令和2年度が5件、令和3年

度が30件の開示請求がございました。いずれも、大量の文書を請求し、全てまだ閲覧していただいていない状況でございます。

**○中野委員** それが、権利濫用であればゆゆしき問題でありますから、改正することはやぶさかではありませんが、その本来の目的を逸脱し、その権利を濫用することを禁止する規定ですので、これが請求する権利の濫用だと認める基準というのが何かあるんですか。

**○渡邊総務課長** 委員御指摘のとおり、県民の知る権利を尊重することは大変重要だと思っておりますので、この権利の濫用を判断する基準はしっかり定めて運用したいと思っております。

具体的には、単に広範囲・大量の文書を請求するだけではなく、閲覧しないであるとか、文書を特定してくださいと何度もお願いしたにもかかわらず応じてくださらないとか、あと特定の職員が作成した文書を全て開示しろというような特定の職員に対する害意が明らかなものというふうに厳格に判断したいと思っております。

**○中野委員** 実際の運用は、濫用であると判断していかないといけないわけだから、特定の人がぱっと判断することがないように、やはりそれなりの職責の人とかも含めて判断することが必要です。

その前に、改正する案がどういう条文か分かりませんが、この条文で実際請求する権利のあるものまで濫用だと判断するようなことがないように運用の仕方やその辺に配慮した条文にすべきだと思うんですね。

**○渡邊総務課長** 委員御指摘のとおり、条文につきましては他県の例なども参考にいたしまして、また11月の議会で御審議いただきたいと思っております。

また、この権利の濫用と判断するに当たりま



しては、単に窓口とか職員で判断するのではなく、当然決裁もいるんですけれども、必要に応じて専門家の意見を聞くなどしながらやっていきたいと思えますし、決裁に当たりましても部長なりしっかり協議した上で判断するようにしたいと思っております。

○日高副委員長 先ほど大量の書類ということで、それを閲覧にも来ておられないという話でしたが、コピー料はA4で幾らですか。

○渡邊総務課長 写しが必要な場合は1枚10円になりますけれども、この方は閲覧ということですので料金はかかりません。

○日高副委員長 かからないわけですね。使用料の滞納があるのかと思いましたがけれども、分かりました。

○中野委員 東京ビルの再整備についてお尋ねしますが、まずせつかく報告されるわけですが、再整備事業審査委員会のメンバー表とか、もう既に最優先交渉権者が決まってここに名前があるんですが、6者の応募があって評価したんだから、その評価表ぐらいは添付すべきだと思うんですね。

○鹿島財産総合管理課長 委員のおっしゃったとおりかと思えますけれども、実は今月末に審査委員会の内容をホームページで公開する予定にしておりまして、そこに6グループの評価の詳細な内容を記載する予定にしておりました。

今回のこの資料に間に合えばよかったんですけども、ちょっとタイムラグが生じまして載せられなかったことについてはお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

○中野委員 ということは、メディアの人やマスコミがいるのかどうか分かりませんが、質問は控えなければならないわけですか。

○鹿島財産総合管理課長 6グループの得点と

いうことであれば、後ほどまた御説明させていただきたいと思えます。

○中野委員 非公式とかそういうことではなくて、我々は一度聞いたことを再度聞くような話になるんですが、やっぱり公の場で質問しておかないといけないこともあると思うんです。公表する前に、後日、公のこういう場を設けてもらわないといけないと思えます。

○鹿島財産総合管理課長 資料に載せていなかったということをごさいまして、もしよろしければこの点数を今、この場で御説明することはできます。

○日高委員長 暫時休憩します。

午後2時58分休憩

---

午後3時1分再開

○日高委員長 再開いたします。

○中野委員 受け取る敷地料が年額9,000万円です。運用期間だけで69年間、工事だけでもその前段に3年あるんですが、70年を超える期間ずっとこの土地がこういうことで利用されていくわけですが、9,000万円という金額はこの期間だけで見ても、69年間は何か物価が上がったり——今どんどん物価も上がっていますが——スライドしていく制度になっているんですか。それとも固定した金額ですか。

○鹿島財産総合管理課長 こちらの年額9,000万円につきましては、69年間プラス2年間で71年間になりますけれども、固定した金額になっております。

○中野委員 それは、いかがなものかなと私は思います。今は9,000万円という価格は非常に大きい金額には見えますけれども、ものすごいこのインフレが——今はインフレがどんどん進んでいますけれども——ハイパーインフレという

んですかね、ぱあっと終戦後みたいになったりすると、もう紙くずというか、今のあめ玉1個しか価値がない時代が来ますよ。

それでも、69年間というのは——私は今74歳だけれども、私が5歳のときから今日までの期間ですよ。職員の皆さん方は誰もまだ生まれていなかったと思うんですよ。

将来ですけれども、そのぐらい長期間にどういう価格変動があるのか、デフレにずっとなっていけばそれはいいかもしれんけれども——過去30年間はデフレだったとかいう節がありますが、その倍の69年間、実際は建設期間を入れたら最低でも72年間ですからね。72年後まで9,000万円がずっと変わらないというのはどういうものですかね。

**○鹿島財産総合管理課長** 中野委員の御指摘のとおりだと思います。

現在、まだ契約には至っていないんですけれども、これから定期借地権設定を行ってまいります。その中で、契約事項として価格の変動、貸付料の改定は非常に大きな契約事項になるかと思っておりますので、今委員からの御指摘にありました土地の価格の上昇ですとか下落、あと近傍類似地の土地の変動辺りを加味しながら、その将来にわたる借地料の改定については今後協議を行いながら双方合意で改定すべきときは改定するというような条項を一つ提案してまいりたいと考えております。

**○中野委員** それから、評価の最たるものがこの9,000万円が決まっていますよね。ほかの5者は、このおおむね半分以下の数字だったものだからマイナス評価になってしまったんですよ。

だから、価格だけでこのグループが最優先交渉権者になったということですよ。評価はそういうものだったんだと思いますが、9,000万円

はこの長期間ずっともらう金額だけれども、今見れば非の打ちどころのないようなビッグなグループだけれども、幾ら優秀な企業であっても世の中どう変わるか分かりませんからね。我々が若い頃絶対安定だと言われていた大きな三光汽船なんかも結局倒産して、株価も紙くずでした。

それから、今は外国企業がどんどん買収したりいろいろしますよね。そういうことも考えたら、どういう形の会社になるか分かりませんよ。だから、そうなったときにこの毎年もらえる9,000万円はちゃんと回収を担保できるような手続はされているわけですか。

**○鹿島財産総合管理課長** 先ほど御説明いたしました契約についてようやく協議に入ったところでございますので、今の委員からの御意見も踏まえながら何らかの形でしっかりと債権を担保できるように検討・協議してまいりたいと考えております。

**○中野委員** 今、支払い能力がないということは到底判断されませんが、さっき言ったようにどういう時代になるか分かりませんからね。それでも、相手が支払わなかった場合は9,000万円が回収できない。スライド方式になればもっと大きな金額を回収できなくなるとなれば、そのときにはちゃんと何か回収する担保を——こっちは我々の権利主張も何もできないようにちゃんと担保として相手に差し上げていますからね。だから、その回収が滞った場合の対策ということもきちんとしていなければいかんと思うんですよ。

なぜこう言うかという、評価の最たるものがこの受け取る借地料ですからね。借地料が高かったから、ものすごい総合評価に差が出たわけでしょう。断トツによかったという数字になっ

ているんですよ。しかし、その9,000万円が本当に担保されていくのかということですよ。ほかの5者がなぜ半分以下ぐらいの数字だったのか。

ちょっと言い過ぎかもしれませんが、本当はこれだけ払うと言っとけば絶対にこれを取れるということにも理解できますからね。そういうことをされないように、ちゃんともらえるお金はどういうことがあっても回収できるようにとか、そういう担保・保全をやっぱりしておくべきだと思うんですよ。

**○渡辺総務部長** 私から補足させていただきませう。

中野委員の御指摘はもう本当おっしゃるとおりだと思います。本当にこれだけのビッグプロジェクトですし、多額かつ長期間の新しいやり方ですので、本当に一番大事を取るといいますか、徹底する目線から言えばおっしゃるとおりです。

その意味で補足させていただくのは、まだ今我々が与えられた中では最終的に決まっていませんけれども、優先交渉権者としては最もよい方々が適切なプロセスで選ばれたと思っております。その簡単なプロセスも御説明しないと多分伝わらないかなと思うんで、それも含めてお話させていただきます。

おっしゃるとおり、価格の影響力が最もあった点ではあるんですけれども、簡単に言うと定性と価格の2つがありまして、定性でも外部の公認会計士とかそういう方が審査員として入って見る中で、例えば耐震性とか、本当に70年持つのかとかそういういろんな要素で見たときに、このグループは6者のうち、いいグループに入っていました。

その上で、この価格である定期借地料が一番

高かったんですけれども、この者だけが飛び抜けていたわけではなく、もう1者高いところもありました。では、この価格が何かこう法外な値段かと言われれば、この定期借地権のやり方をやっているほかの類例からすると、確かに一番高い水準ではあるんですけれども、ものの相場から言って飛び抜けて高過ぎるものではないということも確認しております。

その上で、おっしゃるとおり取りっぱぐれないということが大事ですので、先ほど課長が申し上げたように、実際の契約になるときは契約書を結ぶんですけれども、この定期借地権というやり方をやる時はひな形があって、約束を破ったときには違約金を払うとか、価格の設定を変えるときには必ず県が同意しないとイケないとか、簡単に言えば取りっぱぐれないような契約の条項を結ぶ。そして、そのひな形もあるので、今後のプロセスの中できちんと相手とやり取りをしていけば、ビッグプロジェクトではあるんですけれども、決して不安を抱かないでいただける形になるんじゃないかなと思っております。

**○中野委員** 言われることはよく理解できるんですよ。ただ、せっかく土地の運用をするために新しい方式で再開発して、そして東京事務所で働く職員の宿舍を確保したり、将来の宮崎県をあるいは日本を担う子供たちの寮になるわけでしょう。

そういうためにも、あそこを再開発したりすることは何もやぶさかではないんです。ぜひやってほしいんですけども、せっかく高価な一等地を抱えて付加価値が9,000万円というものが確保されれば、できたら物価スライドの中での現時点での9,000万円という価値が将来も今の価値認識と同じ価格になっておくべきことと、ちゃん

と間違いなく県にその料金が入られるのを確保していく。その辺の担保とかいろんなことを考慮してしてもらわないと、70年後という将来は分かりません。

ずっと未来永劫ではなく、その70年間の期間を今のお金で決めるときに何ら間違いなかったと、あのときもびしゃっとしたことをしていたということで、その将来も評価されるような手続をきちんとしてほしいと思うんです。

○日高委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かございませんか。

○太田委員 私は昨日一般質問をいたしまして、いろんな方からもう少し聞いておいてほしいというようなことがありましたので、確認させてください。

県有施設での電気料金の関係で、答弁としてはびしゃっといただいておりますので了解していますが、新電力も含め、いわゆる入札で落札しておりますということで、本館関係はイメージがびしっと出ておりました。

例えば、実際に新電力が契約を取っている学校もあるのでしょうか

○鹿島財産総合管理課長 実際に県有施設で入札にかかっているのは123施設ございまして、そのうち新電力が落札された施設が15施設ございます。

今手元にある資料としては、高等学校関係でいくと高鍋農業高校の屋上为新電力で1施設契約している状況であります。

そのほかにつきましては、知事部局なり警察署なりが該当しております。

○日高委員長 たしか、これは約款とかありますよね。多分これは日向市が、ああいう形になっ

て裁判で損害賠償請求するということなんですけれども、約款の中に不可抗力がありますよね。

例えば災害とか、いわゆる戦争もですよ。今回であればウクライナ紛争によってと言われれば、もし裁判したときに負けるのではないですか。もしそうなったときに100%勝てる保証はないですよ。

○鹿島財産総合管理課長 日向市の事例の詳細を把握しておりませんので、ケースのその理由が詳細に分かっておりませんが、恐らく損害賠償の請求につきましては契約期間がまだ大分あったというところで、もともと低い価格で落札されているため、予定価格から落札価格の差額分があります。

さらに、この再入札を行っても、手を上げてくれる新しい入札先がなかったということで、その場合は制度上自動的に九州電力の配送会社が最終的に請負をする。その場合には、普通の料金の1.2倍の料金がかかってしまうというところで、もともとその事業者が撤退しなければ払わなくてもよかった金額が重なっているというところで、それを損害賠償という形で今回は請求されたのかと考えております。

○日高委員長 県の施設で新電力会社と契約しているところが15施設ありますが大丈夫でしょうか。約款の中に、不可抗力は認められないなどと書かれていたら——結局、今回の理由としては燃料が高くなったからもう供給できないわけでしょう。不可抗力の中には災害だけではなくて紛争もあります。それだったら損害賠償しなくていいよみたいな約款があって、ほかの新電力会社はそういうのが入っています。

もし撤退されたら県もやられるので気をつけてくださいという話です。

○鹿島財産総合管理課長 議会答弁でも申し上

げましたとおり、特にそういった相談は来ておりませんので、現在契約をされている会社につきましては特に問題ないと考えております。

○日高委員長 安心しました。ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上をもって総務部を終了いたします。総務部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時20分休憩

---

午後3時22分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。

再開時刻については13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後3時23分散会

令和4年6月23日(木曜日)

---

午後1時0分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課	主査	牛ノ濱 晋也
総務課	主事	大島 采香

---

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否の含め、御意見をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時0分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第3号及び報告第1号については原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第3号及び報告第1号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定しました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第9号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。よって請願第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ございませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査につきましては、10月17日から19日に実施予定ですが、現時点で何か御意見・御要望等がありましたら併せてお出しいただきたいと思えます。暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

---

午後1時10分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月19日の閉会中の委員会で改めて御意見をいただきます。

次に、7月19日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたいと思えます。暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時11分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日火曜日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの報告を受けるという内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 以上で、委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時11分閉会





署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 博 之

